原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況

令和5年1月11日原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況について報告するものである。

2. 申請状況及び設置変更許可等の処分の状況

- (1)本体施設の設置変更許可申請等は、これまでに16発電所27プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙1のとおり。
- (2)特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請等は、これまでに12発電所1 9プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等 の処分の状況は別紙2のとおり。
- (3) 所内常設直流電源設備(3系統目)の設置変更許可申請等は、これまでに1 1発電所18プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置 変更許可等の処分の状況は別紙3のとおり。

3. 審査進捗状況表

- (1) 本体施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊1のとおり。
- (2)特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は<u>別冊</u> <u>2</u>のとおり。

以上

[資料一覧]

別紙1 新規制基準適合性に関する申請及び処分の状況

別紙2 特定重大事故等対処施設に係る申請及び処分の状況

別紙3 所内常設直流電源設備(3系統目)に係る申請及び処分の状況

別冊1 審査進捗状況表(本体施設)

別冊2 審査進捗状況表(特定重大事故等対処施設)

参考資料 1 新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)

参考資料2 設置変更許可申請以外の審査における主な課題と審査状況

参考資料3 特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間

参考資料4 標準応答スペクトルの取り入れに係る審査状況

参考資料5 その他の審査案件

新規制基準適合性に係る申請及び処分の状況

令和5年1月10日現在

| | | | | | | | | | I 月 IU 日現任 |
|---------|-----------------------|-----|---|-------------------|---------------------|---|---|----------------------|--|
| | | | 設置変] | 更許可 | 設計及び工 | 事の計画の認可 | 保安規定 | 変更認可 | (参考) |
| 申請者 | 対象発電炉(号炉) | 炉型 | 申請日 | 処分日 | 申請日 | 処分日 | 申請日 | 処分日 | 使用前確認終了日 (使用前検査合格日) |
| 北海道電力 | 泊発電所 (1・2号炉) | PWR | 平成 25 年 7 月 8 日 | | 平成 25 年 7 月 8 日 | | 平成 25 年 7 月 8 日 | | |
| 北海道電力 | 泊発電所 (3号炉) | PWR | 平成 25 年 7 月 8 日 | | 平成 25 年 7 月 8 日 | | 平成 25 年 7 月 8 日 | | |
| 関西電力 | 大飯発電所 (3・4号炉) | PWR | 平成 25 年 7 月 8 日 | 平成 29 年 5 月 24 日 | 平成 25 年 7 月 8 日 | 平成 29 年 8 月 25 日 | 平成 25 年 7 月 8 日 | | 3 号炉: 平成30 年4月10日 4号炉: 平成30年6月5日 |
| 関西電力 | 高浜発電所 (3・4号炉) | PWR | 平成 25 年 7 月 8 日 | 平成 27 年 2 月 12 日 | 平成 25 年 7 月 8 日 | 3号炉: 平成 27 年 8 月 4 日 4号炉: 平成 27 年 10 月 9 日 | 平成 25 年 7 月 8 日 | | 3号炉: 平成28年2月26日 4号炉: 平成29年6月16日 |
| 四国電力 | 伊方発電所 (3号炉) | PWR | 平成 25 年 7 月 8 日 | 平成 27 年 7 月 15 日 | 平成 25 年 7 月 8 日 | 平成 28 年 3 月 23 日 | 平成 25 年 7 月 8 日 | 平成 28 年 4 月 19 日 | 平成 28 年 9 月 7 日 |
| 九州電力 | 川内原子力発電所 (1 ・2号炉) | PWR | 平成 25 年 7 月 8 日 | 平成 26 年 9 月 10 日 | 平成 25 年 7 月 8 日 | 1号炉: 平成27年3月18日 2号炉: 平成27年5月22日 | 平成 25 年 7 月 8 日 | 平成 27 年 5 月 27 日 | 1 号炉 平成 27 年 9 月 10 日 2 号炉: 平成 27 年 11 月 17 日 |
| 九州電力 | 玄海原子力発電所 (3・4号炉) | PWR | 平成 25 年 7 月 12 日 | 平成 29 年 1 月 18 日 | 平成 25 年 7 月 12 日 | 3号炉: 平成29年8月25日 4号炉: 平成29年9月14日 | 平成 25 年 7 月 12 日 | | 3 号炉: 平成30 年 5 月 16 日 4 号炉: 平成30 年 7 月 19 日 |
| 東京電力 | 柏崎刈羽原子力発電所 (6・7号炉) | BWR | 平成 25 年 9 月 27 日 | 平成 29 年 12 月 27 日 | 平成 25 年 9 月 27 日 | 7号炉 ^{※1} : 令和2年10月14日 | 7号炉 ^{※1} : 平成 25 年 9 月 27 日 | 7号炉*1: 令和2年10月30日 | |
| 中国電力 | 島根原子力発電所 (2号炉) | BWR | 平成 25 年 12 月 25 日 | 令和3年9月15日 | 平成 25 年 12 月 25 日 | | 平成 25 年 12 月 25 日 | | |
| 東北電力 | 女川原子力発電所 (2号炉) | BWR | 平成 25 年 12 月 27 日 | 令和 2 年 2 月 26 日 | 平成 25 年 12 月 27 日 | 令和 3 年 12 月 23 日 | 平成 25 年 12 月 27 日 | | |
| 中部電力 | 浜岡原子力発電所 (4号炉) | BWR | 平成 26 年 2 月 14 日 平成 27 年 1 月 26 日**2 | | 平成 26 年 2 月 14 日 | | 平成 26 年 2 月 14 日 | | |
| 日本原子力発電 | 東海第二発電所※3 | BWR | 平成 26 年 5 月 20 日 | 平成 30 年 9 月 26 日 | 平成 26 年 5 月 20 日**4 | 平成 30 年 10 月 18 日 | 平成 26 年 5 月 20 日 | | |
| 東北電力 | 東通原子力発電所 (1号炉) | BWR | 平成 26 年 6 月 10 日 | | 平成 26 年 6 月 10 日 | | 平成 26 年 6 月 10 日 | | |

| | | | 設置変 | 更許可 | 設計及び工 | 事の計画の認可 | 保安規定 | ?変更認可 | (参考) |
|---------|--------------------------------|-----|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|------------------------|
| 申請者 | 対象発電炉(号炉) | 炉型 | 申請日 | 処分日 | 申請日 | 処分日 | 申請日 | 処分日 | 使用前確認終了日 (使用前検査合格日) |
| 北陸電力 | 志賀原子力発電所 (2号炉) | BWR | 平成 26 年 8 月 12 日 | | 平成 26 年 8 月 12 日 | | 平成 26 年 8 月 12 日 | | |
| 電源開発 | 大間原子力発電所 | BWR | 平成 26 年 12 月 16 日 | | 平成 26 年 12 月 16 日 | | | | |
| 関西電力 | 美浜発電所 (3号炉) ^{※5} | PWR | 平成 27 年 3 月 17 日 | 平成 28 年 10 月 5 日 | 平成 27 年 11 月 26 日 | 平成 28 年 10 月 26 日 | 平成 27 年 3 月 17 日 | 令和 2 年 2 月 27 日 | 令和3年7月27日 |
| 関西電力 | 高浜発電所 (1・2号炉) ^{※6} | PWR | 平成 27 年 3 月 17 日 | 平成 28 年 4 月 20 日 | 平成 27 年 7 月 3 日 | 平成 28 年 6 月 10 日 | 令和元年7月31日 | 令和3年2月15日 | |
| 中部電力 | 浜岡原子力発電所(3号 炉) | BWR | 平成 27 年 6 月 16 日 | | | | | | |
| 日本原子力発電 | 敦賀発電所 (2号炉) | PWR | 平成 27 年 11 月 5 日 | | | | 平成 27 年 11 月 5 日 | | |
| 中国電力 | 島根原子力発電所 (3号炉) | BWR | 平成 30 年 8 月 10 日 | | | | | | |

- ※1 6号炉については、設計及び工事の計画は設置変更許可を踏まえた補正がなされておらず、保安規定は変更申請がなされていない。
- ※2 平成 26 年 2 月 14 日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成 27 年 1 月 26 日付けで取下げ及び再申請がなされた。
- ※3 平成29年11月24日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成30年11月7日に認可した。
- ※4 特定重大事故等対処施設の設置に伴い、本申請に係る設備の変更も含めた変更認可申請を審査中。(審査状況は別紙2参照)
- ※5 平成 27 年 11 月 26 日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成 28 年 11 月 16 日に認可した。
- ※6 平成27年4月30日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成28年6月20日に認可した。

灰色: 処分済

赤字:前回(令和4年10月5日)の報告時からの変更点

特定重大事故等対処施設に係る申請及び処分の状況

令和5年1月10日現在

| -1-24-44 | 対象発電炉 | 経過措置期間の | 設置到 | 変更許可 | 設計及び工事 | の計画の認可 | 保安規定 | 変更認可 | (参考) |
|----------|-----------------------------|--|-------------------|------------------|---|--|------------------|-----------------|--|
| 申請者 | (号炉) | 満了日 | 申請日 | 処分日 | 申請日 | 処分日 | 申請日 | 処分日 | 使用前確認終了日 (使用前検査合格日) |
| 東京電力 | 柏崎刈羽 原子力発電所 (6・7号炉)*1 | 7号炉: 令和7年10月13日 | 平成 26 年 12 月 15 日 | 令和 4 年 8 月 17 日 | | | | | |
| 電源開発 | 大間 原子力発電所 | | 平成 26 年 12 月 16 日 | | | | | | |
| 関西電力 | 高浜発電所 (3・4号炉) | 3号炉: 令和2年8月3日 4号炉: 令和2年10月8日 | 平成 26 年 12 月 25 日 | 平成 28 年 9 月 21 日 | 平成 29 年 4 月 26 日 | 令和元年8月7日 | 令和 2 年 4 月 17 日 | 令和2年10月7日 | 3号炉: 令和2年12月11日 4号炉: 令和3年3月25日 |
| 九州電力 | 川内 原子力発電所 (1・2号炉) | 1号炉: 令和2年3月17日 2号炉: 令和2年5月21日 | 平成 27 年 12 月 17 日 | 平成 29 年 4 月 5 日 | 1号炉: (第1回)平成29年5月24日 (第2回)平成29年8月8日 (第3回)平成30年3月9日 2号炉: (第1回)平成29年7月10日 (第2回)平成29年8月8日 (第3回)平成30年3月9日 | 1 号炉: (第 1 回) 平成 30 年 5 月 15 日 (第 2 回) 平成 30 年 7 月 26 日 (第 3 回) 平成 31 年 2 月 18 日 2 号炉: (第 1 回) 平成 30 年 8 月 10 日 (第 2 回) 平成 30 年 8 月 31 日 (第 3 回) 平成 31 年 4 月 12 日 | 令和元年8月2日 | 令和 2 年 3 月 25 日 | 1号炉: 令和2年11月11日 2号炉: 令和2年12月16日 |
| 北海道電力 | 泊発電所 (3号炉) | | 平成 27 年 12 月 18 日 | | | | | | |
| 四国電力 | 伊方発電所 (3号炉) | 令和 3 年 3 月 22 日 | 平成 28 年 1 月 14 日 | 平成 29 年 10 月 4 日 | (第1回)平成29年12月7日 (第2回)平成30年3月16日 (第3回)平成30年5月11日 (第4回)平成30年8月13日 (第5回)令和元年7月11日 | (第1回)平成31年3月25日 (第2回)令和元年12月24日 (第3回)令和2年3月27日 (第4回)令和元年10月10日 (第5回)令和2年3月27日 | 令和 2 年 11 月 27 日 | 令和 3 年 4 月 28 日 | 令和3年10月5日 |
| 中国電力 | 島根 原子力発電所 (2号炉) | | 平成 28 年 7 月 4 日*2 | | | | | | |
| 関西電力 | 高浜発電所 (1・2 号炉) | 令和3年6月9日 | 平成 28 年 12 月 22 日 | 平成 30 年 3 月 7 日 | (第1回)平成30年3月8日 (第2回)平成30年11月16日 (第3回)平成31年3月15日 (第4回)令和元年5月31日 | (第1回)平成31年4月25日 (第2回)令和元年9月13日 (第3回)令和元年10月24日 (第4回)令和2年2月20日 | 令和 4 年 5 月 23 日 | | |

別紙2

| 小器 类 | 対象発電炉 | 経過措置期間の | 設置変 | E更許可 | 設計及び工事 | の計画の認可 | 保安規定 | 変更認可 | (参考) 使用前確認終了日 |
|-------------|-------------------|--|-------------------|------------------|---|--|-----------|-----------------|--|
| 申請者 | (号炉) | 満了日 | 申請日 | 処分日 | 申請日 | 処分日 | 申請日 | 処分日 | (使用前検査合格日) |
| 九州電力 | (3・4号炉) | 3号炉: 令和4年8月24日 4号炉: 令和4年9月13日 | 平成 29 年 12 月 20 日 | 平成 31 年 4 月 3 日 | 3号炉: (第1回)令和元年5月16日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日 4号炉: (第1回)令和元年6月18日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日 | 3号炉: (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日 4号炉: (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日 | 令和3年8月10日 | 令和 4 年 3 月 24 日 | 3 号炉: 令和 4 年 12 月 5 日 |
| 関西電力 | 美浜発電所 (3号炉) | 令和3年10月25日 | 平成 30 年 4 月 20 日 | 令和2年7月8日 | 令和2年7月10日 | 令和3年4月6日 | 令和3年9月17日 | 令和 4 年 3 月 25 日 | 令和 4 年 7 月 28 日 |
| 関西電力 | 大飯発電所 (3・4号炉) | 令和4年8月24日 | 平成 31 年 3 月 8 日 | 令和 2 年 2 月 26 日 | (第1回)令和2年3月6日 (第2回)令和2年8月26日 | (第1回)令和2年12月22日 (第2回)令和3年8月24日 | 令和3年9月17日 | | 3号炉: 令和4年12月8日 4号炉: 令和4年8月10日 |
| 日本原子力発電 | 東海第二発電所 | 令和 5 年 10 月 17 日 | 令和元年 9 月 24 日 | 令和 3 年 12 月 22 日 | (第1回)令和4年2月28日**3 (第2回)令和4年4月28日**3 (第3回)令和4年10月19日**3 | (第1回)令和4年11月16日 | | | |
| 東北電力 | 女川原子力発電所 (2号炉) | 令和 8 年 12 月 22 日 | 令和4年1月6日 | | | | | | |

- ※1 令和元年10月24日付けの補正で、1号炉に係る申請が取り下げられた。
- ※2 令和4年2月28日に、本体施設に関する設置変更許可を踏まえた補正が提出された。
- ※3 新規制基準適合に係る設計及び工事の計画の変更認可申請として提出された。

灰色:処分済

赤字:前回(令和4年10月5日)の報告時からの変更点

所内常設直流電源設備(3系統目)に係る申請及び処分の状況

令和5年1月10日現在

| | 対象発電炉 | 経過措置期間の | 設置変 | 更許可 | 設計及び工事 | の計画の認可 | 保安規定到 | 変更認可 | (参考) |
|---------|-----------------------|--|------------------------------------|------------------|------------------|--|------------------|-----------------|---|
| 申請者 | (号炉) | 満了日 | 申請日 | 処分日 | 申請日 | 処分日 | 申請日 | 処分日 | 使用前確認終了日 (使用前検査合格日) |
| 電源開発 | 大間原子力発電所 | | 平成 26 年 12 月 16 日 | | | | | | |
| 北海道電力 | 泊発電所 (3号炉) | | 平成 27 年 12 月 18 日 | | | | | | |
| 九州電力 | 川内原子力発電所 (1 · 2号炉) | 1 号炉: 令和 2 年 3 月 17 日 2 号炉: 令和 2 年 5 月 21 日 | 平成 28 年 3 月 25 日 | 平成 29 年 2 月 8 日 | 平成 29 年 7 月 10 日 | 平成 30 年 1 月 29 日 | 令和元年 11 月 22 日 | 令和2年3月30日 | 1 号炉: 令和2 年 10 月 9 日 2 号炉: 令和2 年 11 月 18 日 |
| 中国電力 | 島根 原子力発電所 (2号炉) | | 平成 28 年 7 月 4 日 | | | | | | |
| 関西電力 | 高浜発電所 (3・4号炉) | 3号炉: 令和2年8月3日 4号炉: 令和2年10月8日 | 平成 29 年 3 月 17 日 | 平成 29 年 6 月 28 日 | 令和元年8月22日 | 令和2年3月5日 | 令和 2 年 4 月 17 日 | 令和2年10月7日 | 3号炉: 令和2年12月11日 4号炉: 令和3年3月25日 |
| 四国電力 | 伊方発電所 (3号炉) | 令和3年3月22日 | 平成 29 年 11 月 15 日 | 平成 30 年 6 月 27 日 | 平成 31 年 2 月 27 日 | 令和2年8月6日 | 令和 2 年 11 月 27 日 | 令和3年4月28日 | 令和3年10月5日 |
| 関西電力 | 高浜発電所 (1・2号炉) | | 平成 30 年 2 月 5 日 令和元年 6 月 14 日*1 | 令和元年9月25日 | 令和2年7月17日 | 令和 2 年 11 月 13 日 | 令和 4 年 5 月 23 日 | | |
| 関西電力 | 美浜発電所 (3号炉) | 令和3年10月25日 | 平成 30 年 4 月 20 日 | 令和2年7月8日 | 令和3年4月23日 | 令和3年11月17日 | 令和3年9月17日 | 令和 4 年 3 月 25 日 | 令和 4 年 7 月 28 日 |
| 関西電力 | 大飯発電所 (3・4号炉) | 令和4年8月24日 | 平成 31 年 3 月 8 日 | 令和 2 年 2 月 26 日 | | 3号炉: 令和3年12月2日 4号炉: 令和3年12月3日 | 令和3年9月17日 | 令和 4 年 3 月 24 日 | 3号炉: 令和4年12月8日 4号炉: 令和4年8月10日 |
| 九州電力 | 玄海原子力発電所 (3・4号炉) | 3号炉: 令和4年8月24日 4号炉: 令和4年9月13日 | 平成 31 年 3 月 28 日 | 令和元年 12 月 25 日 | 令和 2 年 3 月 24 日 | 令和 2 年 11 月 13 日 | 令和3年8月10日 | 令和 4 年 3 月 24 日 | 3号炉: 令和4年11月15日 |
| 日本原子力発電 | 東海第二発電所 | 令和5年10月17日 | 令和元年9月24日 | 令和3年12月22日 | | | | | |

別紙3

| | 対象発電炉 | 経過措置期間の | 設置変 | 更許可 | 設計及び工事 | の計画の認可 | 保安規定到 | 变更認可 | (参考) |
|------|---|--------------------|------------|-----------|--------|--------|-------|-------------|------------------------|
| 申請者 | (号炉) | 満了日 | 申請日 | 処分日 | 申請日 | 処分日 | 申請日 | 処分日 | 使用前確認終了日 (使用前検査合格日) |
| 東京電力 | *** * * * * * * * * * * * * * * * * * * | 7号炉: 令和7年10月13日 | 令和3年11月12日 | 令和4年10月5日 | | | | | |

^{※1} 平成30年2月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請について、令和元年6月14日付けの補正において所内常設直流電源設備(3系統目)に係る内容が取り下げられ、 同日付で再申請がなされた。

灰色:処分済

赤字:前回(令和4年10月5日)の報告時からの変更点

審査進捗状況表 (本体施設)

| ・北海道電力㈱泊発電所3号炉 | •••10 |
|--------------------------------------|-----------|
| ・東北電力㈱東通原子力発電所1号炉 | 1 2 |
| ・北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉 | • • • 1 4 |
| • 電源開発㈱大間原子力発電所 | • • • 16 |
| · 中部電力㈱浜岡原子力発電所 4 号炉 | • • • 18 |
| • 中部電力㈱浜岡原子力発電所3号炉 | 20 |
| · 日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号炉 | 2 2 |
| 中国電力(株)島根原子力発電所3号炉 | 2 4 |

※1 申請順に記載

※2 北海道電力(株) 泊発電所 1/2号炉については、前回(令和4年10月5日第4 2回原子力規制委員会)報告時から変更等がないため、省略する。

北海道電力(株) 泊発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年1月10日時点】

| 地震動 (第3、4条) | 敷地の地質・地質構造 敷地周辺の地質・地質構造 地下構造 震源を特定して策定する地震動 悪源を特定せず策定する地震動 基準地震動 地盤・斜面の安定性 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 | 4 4 4 3⇒4 2⇒3 1 2 3 | 2021/7/2 2017/7/28 2015/12/25 2021/10/22 2022/10/21 2022/10/21 2022/12/6 2022/7/1 | ●令和 4 年 1 月 14 日の審査会合において、事業者から、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価に用いるために新たに設定した地下構造モデルとでしていて説明を受けた。これに対し、大深度ボーリング調査や多くの地震観測記録の取得等の新しい地下構造モデルを設定するための十分な調査や分析が行われていないことから妥当性があるとは言えず、また、地下構造モデルを変更するのであれば、概ね審査済みとなった「教地ごとに震源を特定して策定する地震動」についても再度審議する必要が生じるため、その対応方針について説明を求めた。 ●令和 4 年 5 月 13 日の審査会合において、事業者から、地下構造モデルを変更せず地震動評価を行う冒の説明があった。標準応答スペクトルに適合する模擬地震波の観測記録の位相を用いたものについては、考慮すべき観測記録の有無の明が不明確であるため、再整理を行うようなかた。 ●令和 4 年 5 月 5 日の審査会合において、事業者から、規測記録の位相を用いた模擬地震波について検討した上で、その得るベクトルと考慮した地震動評価については、概ね妥当な検討がなされたと評価した。 ●令和 4 年 1 月 7 日の審査会合において、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価といって検討した上で、その得名ベクトルを考慮した地震動評価については、概ね妥当な検討がなされたと評価した。 ●令和 4 年 1 月 2 1 日の審査会合において、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価以外の事項について、前回の審議(平成 27 年 10 月 21 日の審査会合において、事業者から、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動を検について概ね妥当な検討がなされたと評価した。 ●令和 4 年 1 月 2 1 日の審査会合において、事業者から、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の策定について説明があった。これに対して、所層モデル法による基準地震動の策定について、いて、明明を明確について説明があった。これに対して、所層モデル法による基準地震動の策定にあいて、Sal を一部周期帯で上回る39 ケースの検討用地震について記明あった。これに対して、所層モデル法による基準地震動の策定について、Sal を一部周期帯で上回る39 ケースの検討用意について表明あった。これに対して、所層モデル法による基準地震動の策定について、Sal を一部周期帯で上回る39 ケースの検討用電について説明をあった。これに対して、所層モデル法による基地震動の策定にもたい、Sal を一部周期帯で上回る50 年かに教育を制御の策止について説明を受け、内容を確認していく、一般可能を明確としていて、のより、対域を受け、内容を確認していて、第一年の表別を受け、内容を確認している。 ●令和 4 年 12 月 6 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の評価方針について説明がなされたが関係を与れて、事業者から、地震の液状化の影響と含めて海域の活動層に伴う津波にのながまなが表別であるとともに、追加の液状であるせん所改変度では妥当性のようなから、とは、説にでは、対域の環節に使じないて、対域を設定していて、表別を持ていて、表別を開始を持定であるとれた。表別を持定を持定していて、表別を持定を持定していて、表別を持定を持定していて、表別を持定した。 ●令和 4 年 12 月 6 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の評価方針について説明がなされたが、液状化、強度を対していて、表別を指していて、表別を指していて、表別を指していて、表別を指した。 ●令和 4 年 12 月 6 日の審査会合において、事業者から、地震の対域と表別を表別を表別を表別がなる方について、表別を表別を表別を表別を表別であるとれたが、表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表 |
|-----------------------|---|--|---|---|
| 地震動 (第3、4条) | 地下構造 震源を特定して策定する地震動 震源を特定せず策定する地震動 基準地震動 地盤・斜面の安定性 耐震設計方針 | ④ ④ ④ ② ② ③ ④ ④ ④ | 2015/12/25 2021/10/22 2022/10/21 2022/10/21 - 2022/12/6 | デルについて説明を受けた。これに対し、大深度ボーリング調査や多くの地震観測記録の取得等の新しい地下構造モデルを設定するための十分な調査や分析が行われていないことから妥当性があるとは富えず、また。地下構造モデルを変更するのであれば、概ね審査済みとなった「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」についても再度審議する必要が生じるため、その対応方針に改調を表かた。 ● 令和 4 年 5 月 13 日の審査会合において、事業者から、地下構造モデルを変更せず地震動評価を行う旨の説明があった。標準応答スペクトルに適合する模擬地震波の観測記録の位相を用いたものについては、考慮すべき観測記録の有無の明が不明確であるため、再整理を行うよう求めた。 ● 令和 4 年 8 月 5 日の審査会合において、事業者から、観測記録の位相を用いた模擬地震波について検討した上で、その採否について説明があった。これに対して、観測位相を用いた模擬地震波の探否について必要な説明が行われたと考えられることから、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価していては、概ね妥当な格討がなされたと評価した。 ● 令和 4 年 10 月 21 日の審査会合において、事業者から、被地できる場合できたことから、震源を特定しついて、前回の審議(平成 27 年 10 月 23 日) 以降の新たな知見も踏まえて適切な整理がなされていることを確認できたことから、震源を特定していて、前回の審議(平成 27 年 10 月 23 日の第金会合において、事業者から、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動を落まえた基準地震動の策定について説明があった。これに対して、断層モデル法による基準地震動の策定において、sat を一部周期帯で上回る39 ケースの検討用地震についてその理由等について科学的・技術的な説明を行うよう求めた。また、2008 年当年・宮城内陸地震(KiK・net・一関東)の関節に向いて、引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ● 令和 4 年 12 月 6 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の評価方針について説明がなされたが、液状化強度試験の試料採取位面の代表性について、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点を抽出していく必要がある。 ● 令和 4 年 12 月 6 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の評価方針について説明がなされたが、液状化強度試験の必要がある。 ● 令和 4 年 17 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の野価が関連であるため、当該指標と液状化強度の相関を示す模拠を設け、内容を確認していく。 ● 令和 4 年 5 月 27 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の原の対しにのいでは、関連を受け、内容を確認していく。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の流水を制度といる地震による津波と組みを別れる地震による津波と比較して推定津波高が有意による津波とい機とする津波と地震しが確認した。表別の音がなられたが、液状を関係を対していなられたが、液状を関係を表していないがあります。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の表別である。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の表別による津波とが表別が表別が表別である。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、非常などの表別を表別である。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、非常などの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表 |
| 地震動 (第3、4条) | 震源を特定して策定する地震動震源を特定せず策定する地震動動となる。 基準地震動と地盤・斜面の安定性を耐震設計方針とは、高いでは、大きないでは、大きなでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | ③⇒④ ②⇒③ ① ② ④ | 2021/10/22 2022/10/21 2022/10/21 - 2022/12/6 | デルについて説明を受けた。これに対し、大深度ボーリング調査や多くの地震観測記録の取得等の新しい地下構造モデルを設定するための十分な調査や分析が行われていないことから妥当性があるとは富えず、また。地下構造モデルを変更するのであれば、概ね審査済みとなった「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」についても再度審議する必要が生じるため、その対応方針に改調を表かた。 ● 令和 4 年 5 月 13 日の審査会合において、事業者から、地下構造モデルを変更せず地震動評価を行う旨の説明があった。標準応答スペクトルに適合する模擬地震波の観測記録の位相を用いたものについては、考慮すべき観測記録の有無の明が不明確であるため、再整理を行うよう求めた。 ● 令和 4 年 8 月 5 日の審査会合において、事業者から、観測記録の位相を用いた模擬地震波について検討した上で、その採否について説明があった。これに対して、観測位相を用いた模擬地震波の探否について必要な説明が行われたと考えられることから、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価していては、概ね妥当な格討がなされたと評価した。 ● 令和 4 年 10 月 21 日の審査会合において、事業者から、被地できる場合できたことから、震源を特定しついて、前回の審議(平成 27 年 10 月 23 日) 以降の新たな知見も踏まえて適切な整理がなされていることを確認できたことから、震源を特定していて、前回の審議(平成 27 年 10 月 23 日の第金会合において、事業者から、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動を落まえた基準地震動の策定について説明があった。これに対して、断層モデル法による基準地震動の策定において、sat を一部周期帯で上回る39 ケースの検討用地震についてその理由等について科学的・技術的な説明を行うよう求めた。また、2008 年当年・宮城内陸地震(KiK・net・一関東)の関節に向いて、引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ● 令和 4 年 12 月 6 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の評価方針について説明がなされたが、液状化強度試験の試料採取位面の代表性について、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点を抽出していく必要がある。 ● 令和 4 年 12 月 6 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の評価方針について説明がなされたが、液状化強度試験の必要がある。 ● 令和 4 年 17 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の野価が関連であるため、当該指標と液状化強度の相関を示す模拠を設け、内容を確認していく。 ● 令和 4 年 5 月 27 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の原の対しにのいでは、関連を受け、内容を確認していく。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の流水を制度といる地震による津波と組みを別れる地震による津波と比較して推定津波高が有意による津波とい機とする津波と地震しが確認した。表別の音がなられたが、液状を関係を対していなられたが、液状を関係を表していないがあります。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の表別である。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の表別による津波とが表別が表別が表別である。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、非常などの表別を表別である。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、非常などの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表 |
| 地震動 (第3、4条) | 震源を特定せず策定する地震動 基準地震動 地盤・斜面の安定性 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 | 3⇒4 2⇒3 10 2 | 2022/10/21 2022/10/21 2022/12/6 | デルについて説明を受けた。これに対し、大深度ボーリング調査や多くの地震観測記録の取得等の新しい地下構造モデルを設定するための十分な調査や分析が行われていないことから妥当性があるとは富えず、また。地下構造モデルを変更するのであれば、概ね審査済みとなった「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」についても再度審議する必要が生じるため、その対応方針に改調を表かた。 ● 令和 4 年 5 月 13 日の審査会合において、事業者から、地下構造モデルを変更せず地震動評価を行う旨の説明があった。標準応答スペクトルに適合する模擬地震波の観測記録の位相を用いたものについては、考慮すべき観測記録の有無の明が不明確であるため、再整理を行うよう求めた。 ● 令和 4 年 8 月 5 日の審査会合において、事業者から、観測記録の位相を用いた模擬地震波について検討した上で、その採否について説明があった。これに対して、観測位相を用いた模擬地震波の探否について必要な説明が行われたと考えられることから、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価していては、概ね妥当な格討がなされたと評価した。 ● 令和 4 年 10 月 21 日の審査会合において、事業者から、被地できる場合できたことから、震源を特定しついて、前回の審議(平成 27 年 10 月 23 日) 以降の新たな知見も踏まえて適切な整理がなされていることを確認できたことから、震源を特定していて、前回の審議(平成 27 年 10 月 23 日の第金会合において、事業者から、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動を落まえた基準地震動の策定について説明があった。これに対して、断層モデル法による基準地震動の策定において、sat を一部周期帯で上回る39 ケースの検討用地震についてその理由等について科学的・技術的な説明を行うよう求めた。また、2008 年当年・宮城内陸地震(KiK・net・一関東)の関節に向いて、引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ● 令和 4 年 12 月 6 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の評価方針について説明がなされたが、液状化強度試験の試料採取位面の代表性について、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点を抽出していく必要がある。 ● 令和 4 年 12 月 6 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の評価方針について説明がなされたが、液状化強度試験の必要がある。 ● 令和 4 年 17 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の野価が関連であるため、当該指標と液状化強度の相関を示す模拠を設け、内容を確認していく。 ● 令和 4 年 5 月 27 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の原の対しにのいでは、関連を受け、内容を確認していく。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の流水を制度といる地震による津波と組みを別れる地震による津波と比較して推定津波高が有意による津波とい機とする津波と地震しが確認した。表別の音がなられたが、液状を関係を対していなられたが、液状を関係を表していないがあります。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の表別である。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の表別による津波とが表別が表別が表別である。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、非常などの表別を表別である。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、非常などの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表 |
| 地震動(第3、4条) | 基準地震動 地盤・斜面の安定性 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 | ②⇒3 ① ② ③ | 2022/10/21 - 2022/12/6 | デルについて説明を受けた。これに対し、大深度ボーリング調査や多くの地震観測記録の取得等の新しい地下構造モデルを設定するための十分な調査や分析が行われていないことから妥当性があるとは富えず、また。地下構造モデルを変更するのであれば、概ね審査済みとなった「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」についても再度審議する必要が生じるため、その対応方針に改調を表かた。 ● 令和 4 年 5 月 13 日の審査会合において、事業者から、地下構造モデルを変更せず地震動評価を行う旨の説明があった。標準応答スペクトルに適合する模擬地震波の観測記録の位相を用いたものについては、考慮すべき観測記録の有無の明が不明確であるため、再整理を行うよう求めた。 ● 令和 4 年 8 月 5 日の審査会合において、事業者から、観測記録の位相を用いた模擬地震波について検討した上で、その採否について説明があった。これに対して、観測位相を用いた模擬地震波の探否について必要な説明が行われたと考えられることから、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価していては、概ね妥当な格討がなされたと評価した。 ● 令和 4 年 10 月 21 日の審査会合において、事業者から、被地できる場合できたことから、震源を特定しついて、前回の審議(平成 27 年 10 月 23 日) 以降の新たな知見も踏まえて適切な整理がなされていることを確認できたことから、震源を特定していて、前回の審議(平成 27 年 10 月 23 日の第金会合において、事業者から、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動を落まえた基準地震動の策定について説明があった。これに対して、断層モデル法による基準地震動の策定において、sat を一部周期帯で上回る39 ケースの検討用地震についてその理由等について科学的・技術的な説明を行うよう求めた。また、2008 年当年・宮城内陸地震(KiK・net・一関東)の関節に向いて、引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ● 令和 4 年 12 月 6 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の評価方針について説明がなされたが、液状化強度試験の試料採取位面の代表性について、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点を抽出していく必要がある。 ● 令和 4 年 12 月 6 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の評価方針について説明がなされたが、液状化強度試験の必要がある。 ● 令和 4 年 17 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の野価が関連であるため、当該指標と液状化強度の相関を示す模拠を設け、内容を確認していく。 ● 令和 4 年 5 月 27 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の原の対しにのいでは、関連を受け、内容を確認していく。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の流水を制度といる地震による津波と組みを別れる地震による津波と比較して推定津波高が有意による津波とい機とする津波と地震しが確認した。表別の音がなられたが、液状を関係を対していなられたが、液状を関係を表していないがあります。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の表別である。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震の液状化の表別による津波とが表別が表別が表別である。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、非常などの表別を表別である。 ● 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、非常などの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表 |
| 地震動 (第3、4条) | 基準地震動 地盤・斜面の安定性 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 | ① ② ③ | - 2022/12/6 2022/7/1 | あった。これに対して、観測位相を用いた模擬地震波の探否について必要な説明が行われたと考えられることから、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価については、概ね妥当な検討がなされたと評価した。 ●令和4年10月21日の審査会合において、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価以外の事項について、前回の審議(平成27年10月23日)以降の新たな知見も踏まえて適切な整理がなされていることを確認できたことから、震源を特定せず策定する地震動全体について概ね妥当な検討がなされたと評価した。 ●令和4年10月21日の審査会合において、事業者から、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動を踏まえた基準地震動の策定について説明があった。これに対して、断層モデル法による基準地震動の策定において、Ss1を一部周期帯で上回る39ケースの検討用地震についてそれぞれ Ss1との応答スペクトルの関係を整理した上で、代表を選定できることについて、Ss1を一部周期帯で上回る39ケースの検討用地震についてそれぞれ Ss1との応答スペクトルの関係を整理した上で、代表を選定できることについて、可理由等について料学的・技術的な説明を行うよう求めた。また、2008年岩手・宮城内陸地震(KIK-net 一関東)の一関東評価用地震動(勢宜方向)については、設定にあたって用いる数値等の根拠を明確にして説明を行うよう求めた。基準地震動の策定の妥当性について、引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●令和4年12月6日の審査会合において、事業者から、地盤の液状化の評価方針について説明がなされたが、液状化強度試験の試料採取位置の代表性について、示された指標であるせん断波速度では妥当性の判断が困難であるため、当該指標と液状化強度の相関を示す根拠を説明するよう求めるとともに、追加の液状化強度試験の必要がないか検討するよう求めると。 ●令和4年1月1日の審査会合において、事業者から、日本海東縁部に想定される地震による津波に関し、想定波源域及び波源位置の網維性並びに水位低下時間に着目したパラメータスタディを含めて、自主設備とする防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価結果について説明を受け、おおむね妥当な回答がなされたと評価した。 ●令和4年7月1日の審査会合において、事業者から、地震に伴う津波と地震以外の要因による津波にの別に表記するといて、「基準海波と比較日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波と地での断層を含めて海域の活断層に伴う津波にのならは、簡易予測式がお日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波とがで確認していて。積升半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波に係る詳細な評価結果については、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していて。積升半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波に係る詳細な評価結果については、今後、事業者から説明を受け、内容を確認している。積升半島北西沖の断層を含めて海域の活動層に伴う津波に係る詳細な評価結果については、簡易予測式は、1年によりによる対域と対域を発見した。1年に対しまるに対すないの関係を含めて海域の対域を対しまれている。1年によりによりによりによりには、1年によりによりに表しませない。1年によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに |
| | 地盤・斜面の安定性 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 | ① ② ③ | - 2022/12/6 2022/7/1 | まえた基準地震動の策定について説明があった。これに対して、断層モデル法による基準地震動の策定において、Ss1 を一部周期帯で上回る39 ケースの検討用地震についてそれぞれ Ss1 との応答スペクトルの関係を整理した上で、代表を選定できることについて、その理由等について科学的・技術的な説明を行うよう求めた。また、2008 年岩手・宮城内陸地震(KiK-net 一関東)の一関東評価用地震動(鉛直方向)については、設定にあたって用いる数値等の根拠を明確にして説明を行うよう求めた。基準地震動の策定の妥当性について、引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●令和4年12月6日の審査会合において、事業者から、地盤の液状化の評価方針について説明がなされたが、液状化強度試験の試料採取位置の代表性について、示された指標であるせん断波速度では妥当性の判断が困難であるため、当該指標と液状化強度の相関を示す根拠を説明するよう求めるとともに、追加の液状化強度試験の必要がないか検討するよう求めた。 ●なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点を抽出していく必要がある。 ●令和4年5月27日の審査会合において、事業者から、日本海東縁部に想定される地震による津波に関し、想定波源域及び波源位置の網羅性並びに水位低下時間に着目したパラメータスタディを含めて、自主設備とする防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価結果について説明を受け、おおむね妥当な回答がなされたと評価した。 ●令和4年7月1日の審査会合において、事業者から、地震に伴う津波と地震以外の要因による津波との組合せの方針等を含めて、基準津波策定までの検討内容及び工程について説明を受けた。また、積丹半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波については、簡易予測式から日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波高が有意に小さいことから、地震以外の要因による津波と組み合わせる波源を日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波高が有意に小さいことから、地震以外の要因による津波と組み合わせる波源を日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波高が有意に小さいことから、地震以外の要因による津波と組み合わせる波源を日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波高が有意に小さいことから、地震以外の要因による津波と組み合わせる波源を日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波高が有意に小さいことから、地震以外の要因による津波とに検討を進める方針について確認した。積円半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波に係る詳細な評価結果については、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 | 3 | 2022/7/1 | 置の代表性について、示された指標であるせん断波速度では妥当性の判断が困難であるため、当該指標と液状化強度の相関を示す根拠を説明するよう求めるとともに、追加の液状化強度試験の必要がないか検討するよう求めた。 ●なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点を抽出していく必要がある。 ●令和 4 年 5 月 27 日の審査会合において、事業者から、日本海東縁部に想定される地震による津波に関し、想定波源域及び波源位置の網羅性並びに水位低下時間に着目したパラメータスタディを含めて、自主設備とする防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価結果について説明を受け、おおむね妥当な回答がなされたと評価した。 ●令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震に伴う津波と地震以外の要因による津波との組合せの方針等を含めて、基準津波策定までの検討内容及び工程について説明を受けた。また、積丹半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波については、簡易予測式から日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波高が有意に小さいことから、地震以外の要因による津波と組み合わせる波源を日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波高が有意に小さいことから、地震以外の要因による津波と組み合わせる波源を日本海東縁部に想定される地震による津波として検討を進める方針について確認した。積丹半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波に係る詳細な評価結果については、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| | 地震による津波地震以外による津波 | 3 | 2022/7/1 | 置の代表性について、示された指標であるせん断波速度では妥当性の判断が困難であるため、当該指標と液状化強度の相関を示す根拠を説明するよう求めるとともに、追加の液状化強度試験の必要がないか検討するよう求めた。 ●なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点を抽出していく必要がある。 ●令和 4 年 5 月 27 日の審査会合において、事業者から、日本海東縁部に想定される地震による津波に関し、想定波源域及び波源位置の網羅性並びに水位低下時間に着目したパラメータスタディを含めて、自主設備とする防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価結果について説明を受け、おおむね妥当な回答がなされたと評価した。 ●令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震に伴う津波と地震以外の要因による津波との組合せの方針等を含めて、基準津波策定までの検討内容及び工程について説明を受けた。また、積丹半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波については、簡易予測式から日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波高が有意に小さいことから、地震以外の要因による津波と組み合わせる波源を日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波高が有意に小さいことから、地震以外の要因による津波と組み合わせる波源を日本海東縁部に想定される地震による津波として検討を進める方針について確認した。積丹半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波に係る詳細な評価結果については、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| | 地震以外による津波 | (| | 性並びに水位低下時間に着目したパラメータスタディを含めて、自主設備とする防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価結果について説明を受け、おおむね妥当な回答がなされたと評価した。 ●令和 4 年 7 月 1 日の審査会合において、事業者から、地震に伴う津波と地震以外の要因による津波との組合せの方針等を含めて、基準津波策定までの検討内容及び工程について説明を受けた。また、積丹半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波については、簡易予測式から日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波高が有意に小さいことから、地震以外の要因による津波と組み合わせる波源を日本海東縁部に想定される地震による津波として検討を進める方針について確認した。積丹半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波に係る詳細な評価結果については、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| | | | 2015/8/21 | ●令和4年9月16日の審査会合において、事業者から日本海東経部に想定される津波と地すべりの組会せの評価の結果について説明を受け |
| 設計基準対象施設関係 | 基準津波 | | | ●令和4年9月16日の審査会合において、事業者から日本海東縁部に想定される津波と地すべりの組合せの評価の結果について説明を受け |
| 計基準対象 津波(第5条) 津波(第5条) | 基準津波 | The second secon | | であれます。別では10分割量法合において、事業者から1本海来線部に応足される津波と地が入りの配合との計画の結果について記明を支げたが、上昇側の評価点で最大となる波源が、水位下降側の評価点で選定された波源に入れ替わることも発生していることから、現在の方法によって敷地に影響が大きな波源が選定できているのか、また、組合せの評価によって最大となる波源が入れ替わることの要因について説明を求めた。 ●令和 4 年 10 月 28 日の審査会合において、事業者から、敷地の津波高が最大となる波源が地震に伴う津波の評価と異なる波源になることに |
| 係 | | ② | 2022/10/28 | ● 市和 4 年 10 月 26 日の番重会目において、事業者から、熱地の津波画が収入となる放派が起展に伴う津波の計画と異なる放派になることにつき、その分析結果について中間的な報告の説明があった。これに対して、泊発電所の特徴を踏まえた組合せ評価及び敷地に対して大きな影響を及ぼす波源の選定の妥当性について、波源モデル、地形モデル、評価点の違いによる傾向・特徴や組み合わせる地すべりによる津波の特徴について十分に整理した上で、全体の論理を構成したうえで説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ● 積丹半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波の評価後に、基準津波の策定全体について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| | 耐津波設計方針 | 2 | 2022/12/6 | ●防潮堤の設計方針、構造・仕様及び構造成立性に関しては、令和4年3月31日までの審査会合において、事業者から、防潮堤を直接岩盤に支持させる構造へ変更すること及び防潮堤の設計の考え方、既存の防潮堤を撤去するとの方針等について説明がなされた。また、令和4年11月1日の審査会合において、事業者から、防潮堤の止水目地について説明がなされた。今後、設計変更後の防潮堤の設計方針、構造・仕様及び構造成立性について改めて確認していく。 ●令和4年7月28日の審査会合において、防潮堤の平面線形形状が変わる可能性がないことについて事業者から説明がなされたが、その際に、新たな入構ルートとして設置する方針が示された茶津入構トンネル等からの津波の流入の可能性について説明するよう求めた。これに関連して、令和4年11月1日の審査会合において、事業者から、茶津入構トンネルを含めた新たな入構ルートの選定の考え方について説明がなされた。今後、茶津入構トンネル等からの津波の流入の可能性について改めて確認していく。 ●令和4年12月6日の審査会合において、事業者から、入力津波の評価に対する影響要因及び漂流物の調査結果について説明がなされた。このうち、入力津波の評価に対する影響要因といては、抽出のプロセス及び根拠が示されていないため、改めて説明するよう求めた。今後、入力津波の評価の妥当性について改めて確認していく。 ●なお、入力津波の評価の妥当性について改めて確認していく。 ●なお、入力津波の設定、漂流物の影響評価等の方針の一部を確認した段階であり、検討対象の網羅的な説明がまだなされていないため、今後さらに説明を聴取し、論点を抽出していく必要がある。 |
| 音弁 | 巻(第6条) | 4) | 2016/9/6 | ●耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。 |
| 火山事象 (第6条) | 火山事象 | 2 | 2021/10/14 | ●原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正を踏まえた火山活動の可能性評価、洞爺カルデラ、ニセコ・雷電火山群等についての実効性のあるモニタリング手法について説明を求めている。令和3年10月14日の審査会合において、事業者は火山影響評価のうち主に立地評価に関する内容について説明を行った。これに対して、最新の知見も踏まえた各火山の活動履歴を網羅的に整理した上で、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行うとともに、巨大噴火の可能性評価においては、先行する他サイトの審査知見を反映し、マグマ溜まり等の地下構造に係る検討として重力異常や比抵抗等の物理探査による評価も実施するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●降下火砕物の層厚評価について、その根拠としている給源不明の火山灰層が、事業者の実施した敷地内断層の活動性評価に係る追加調査の結果、敷地内で見つからなかった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| | 火山事象に対する設計方針 | 4 | 2014/1/28 | |
| 外部! | 火災(第6条) | 4 | 2014/3/4 | |
| その他自然現象 | 象と人為事象(第6条) | 4 | 2014/3/4 | |
| 不法な | は侵入(第7条) | 4 | _*2 | |
| 内部が | 火災(第8条) | 4 | 2014/3/4 | |
| | 溢水(第9条) | 4 | 2014/2/18 | 4 |
| | の防止(第10条) | 4 | 2014/2/18 | 4 |
| | 難通路(第11条) | 4 | 2013/11/19 | |
| | 施設(第12条) | 4 | 2014/9/2 | 和 4 年 10 月 25 日及び同年 12 月 6 日の審査会合において、最新の審査実績の反映を行い十分な資料作成を行った上で、再度提出するよう指 |
| | 電源喪失(第14条) 第16条 22条) | 4 | 2014/1/28 | - <mark>示を行った。</mark> 今後、耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、審査会合等において提出される資料を順次確認していく。 |
| | 第16条、23条) | <u>4</u> | 2014/2/4 | - |
| | PB(第17条) 護回路(第24条) | <u>4</u>) | 2013/9/12 | 1 |
| | 制御室(第26条) | <u> </u> | 2013/11/19 | 1 |
| | 設備(第31条) | <u> </u> | 2014/1/28 | 1 |
| | 電源(第33条) | 4 | 2013/10/8 | 1 |
| | 対策所(第34条) | 4 | 2016/9/6 | 1 |
| 通信連絡 | | <u>(4)</u> | 2013/9/12 | 1 |

^{※1} ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色) ※2 他の審査項目の審査の中で併せて審査

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

⁽注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

| Г | | | | ≨項目 | ステイタス*1 | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 |
|-------------|--------------|------|-------|------------------------------|------------|-------------|---|
| | | | 田上 | Lv 1 | <u>4</u> | にたい田日立口 | ついが、ボール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | | | | Lv 1. 5 | 4 | - | |
| | | PRA | | 停止時 | <u> </u> | - | |
| | | PRA | | 地震 | 4 | 2016/9/6 | |
| | | | | | | - | |
| | | ±++. | | 津波 | 4 | - | |
| | | 争似ン | ーケンスク | ブループ及び重要事故シーケンス | 4 | 0014/4/04 | |
| | | | 70 | 解析コード | 4 | 2014/4/24 | |
| | | | | 界温度、限界圧力 | 4 | 2014/1/21 | |
| | | | 23 | マ冷却系からの除熱機能喪失 | 4 | - | |
| | | | | 全交流動力電源喪失 | 4 | - | |
| | | | | 原子炉補機冷却機能喪失 | 4 | - | |
| | | | 原子 | 子炉格納容器の除熱機能喪失 F-3 にたしばはまま | 4 | - | |
| | 有効 | 炉心 | | 原子炉停止機能喪失 | 4 | 2016/10/27 | |
| | 有効性評価(| | | ECCS 注水機能喪失 | 4 | - | |
| | 価 | | +4 4+ | ECCS 再循環機能喪失 | 4 | - | |
| | | | 恰納谷都 | 器バイパス(インターフェイスシステ | | | |
| | 3 7 条) | | | ム LOCA、 蒸気発生器伝熱管破損) | 4 | | |
| | | | | 然 | 4) | 2016/9/6 | |
| | | | | 過温破損 | 4 | 2016/9/6 | |
| | | | | 四.血吸損 DCH | 4 | 2010/10/21 | |
| | | CV | | FCI | 4 | 2014/2/4 | |
| | | | | MCCI | 4 | 2014/2/4 | |
| 重大 | | | | 水素燃焼 | 4 | 2013/9/26 | |
| 事物 | | | | 想定事故1 | 4 | 2013/ 9/ 20 | |
| 等 | | SFP | | 想定事故2 | 4 | 2014/2/4 | ●令和 4 年 11 月までに 4 回に分けて提出されたまとめ資料については、審査の適合性を説明する資料としては不十分なものであったため、令 |
| 重大事故等対処施設関係 | | | | 崩壊熱除去機能喪失 | 4 | | 和4年10月25日及び同年12月6日の審査会合において、最新の審査実績の反映を行い十分な資料作成を行った上で、再度提出するよう指示を行った。今後、耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、審査会合等において提出される資料を順次確認していく。 |
| 設 | | 停止 | | 全交流動力電源喪失 | <u> </u> | - | |
| 関 係 | | 時 | | 原子炉冷却材の流出 | 4 | 2013/10/1 | |
| | | , | | 反応度誤投入 | <u> </u> | | |
| | | 1.0 | 43 条 | 共通 | 4 | 2016/9/6 | |
| | | 1.1 | 43 朱 | ATWS | 4 | 2010/ 0/ 0 | |
| | | 1.2 | 45 条 | 高圧時冷却 | <u> </u> | | |
| | | 1.3 | 46条 | 減圧 | <u> </u> | 2013/8/1 | |
| | | 1.4 | 47条 | 低圧時冷却 | 4 | - 20,0,0,1 | |
| | | 1.5 | 48条 | 最終ヒートシンク | 4 | | |
| | | 1.6 | 49 条 | CV 冷却 | <u> </u> | *2 | |
| | | 1.7 | 50条 | CV 過圧破損防止 | <u> </u> | *2 | |
| | 量几 | 1.8 | 51 条 | CV 下部注水 | <u> </u> | *2 | |
| | 備 | 1.9 | 52 条 | CV 水素対策 | <u> </u> | *2 | |
| | 設備•技術的能 | 1.10 | 53 条 | RB 水素対策 | 4 | *2 | |
| | 的能 | 1.11 | 54 条 | SFP | <u> </u> | *2 | |
| | 力 | 1.12 | 55 条 | 建屋外 RI 抑制 | 4 | *2 | |
| | | 1.13 | 56 条 | 水源 | 4 | _*2 | |
| | | 1.14 | 57 条 | 電源 | 4 | _*2 | |
| | | 1.15 | 58 条 | 計装 | 4 | _*2 | |
| | | 1.16 | 59 条 | 原子炉制御室 | 4 | 2016/10/27 | |
| | | 1.17 | 60 条 | 監視測定 | 4 | 2013/10/22 | |
| | | 1.18 | 61 条 | 緊急時対策所 | 4 | 2016/10/27 | |
| | | 1.19 | 62 条 | 通信連絡 | 4 | 2013/9/12 | |
| | | 2 | | 大規模損壊 | 4 | 2014/3/25 | |
| | | • | 地質 | 質(第38条) | 4 | 2021/7/2 | |
| # | | | | (第38、39条) | 2 | 2022/1/14 | ●地震動(第3、4条)を参照。 |
| 共通 | | | | 皮(第40条) | 2 | 2021/12/24 | ●津波(第5条)を参照。 |
| | | | | 災(第41条) | 4 | _*2 | ●耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。 |
| | | | | | | | □ 文の東木中(紀名) |

^{※1} ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

^{※2} 他の審査項目の審査の中で併せて審査

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

⁽注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

東北電力(株) 東通原子力発電所1号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年1月10日時点】

| | 審 | | ステイタス** | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 |
|------------|----------------|---------------------------------|-------------|-----------|---|
| | 地質 | 敷地の地質・地質構造 | 4 | 2018/5/18 | |
| | (第3、4条) | 敷地周辺の地質・地質構造 | 4 | 2020/10/2 | |
| | | 地下構造 | 4 | 2020/10/2 | |
| Ì | | 震源を特定して策定する地震動 | (4) | 2022/4/11 | |
| | 地震動 (第3、4条) | 震源を特定せず策定する地震動 | 2 | 2022/10/7 | ●令和4年4月 11 日の審査会合において、「全国共通に考慮すべき地震動」のうち標準応答スペクトルに適合するよう作成された模擬地震波の地震規模 M については、継続時間の保守性の観点から、M=6.9 から 7.0 に見直した上で作成するよう求めた。また、位相特性については、一様 乱数の位相特性を持つ正弦波の重ね合わせによる手法に加え、実観測記録の位相を用いる方法を用いることを求めた。 ●令和4年8月5日の審査会合において、「全国共通に考慮すべき地震動」のうち標準応答スペクトルに適合する模擬地震波の位相特性、入力 位置等について指摘を行った。具体的には、位相特性については、正弦波の重ね合わせに加え、規則解釈等を踏まえ、複数の手法により検討した結果が示されているものの、プレート間地震の実観測記録が用いられており、解釈で求める内陸地殻内地震の実観測記録が取得できないことから、結果として実観測記録を用いた評価を採用しないとする理由を明確にするよう求めた。また、入力位置(地震基盤相当面)については、規則解釈等では Vs-2,200m/s 以上と定義されているところ、事業者の判断により、震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム報告書(2019)等を引用し、Vp も考慮した結果、Vs のみを考慮した場合よりも深い位置に設定されていることから、その妥当性を説明するよう求めた。さらに、「地域性を考慮する地震動」の評価についてもあわせて説明するよう求めた。 ●令和4年 10 月7日の審査会合において、「全国共通に考慮すべき地震動」のうち標準応答スペクトルに適合する模擬地震波の作成にあたり、実観測記録の位相を用いる方法として、敷地で観測されたプレート間地震の観測記録を用いた評価の位置づけについては、参考評価であることが明確となるよう表現の適正化がなされていることを確認した。一方で、標準応答スペクトルを評価の位置づけについては、参考評価であることが関連なる5カ所について、Vp も考慮したうえで結果が保守的であるとする説明に対して、その根拠が Vp の比較結果のみであることから、Vs の比較結果も示した上で、説明するよう求めた。また、「地域性を考慮する地震動」として扱うこととするが、敷地周辺には同規模の地震を発生するような伏在的な活断層が想定されないことから、検討対象の地震として選定しない、との方針について説明を受けた。これに対して、規則解釈及びガイドを踏まえれば、この方針は適切でないことを指摘し、当該地震の震源域と敷地周辺の地域性を比較した上で観測記録収集の要否について判断するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 ●令和4年10 月 21 日の審査会合において、東通原子力発電所1号炉の審査資料について、ボーリングコで乗き者が下一ク等を確認した結果、令和4年10 月 21 日の審査会合において、東通原子力発電所1号炉の審査資料について、ボーリングコで享真や、海上音波探査器としった。次にないで説明を受けたが、原因分析等の検討が不分であったことが終日された。それを記述を必ら、その内容を確認していく、原因分析等の検討がエールで、原因分析等の検討を表しまれるに対しまれて、これに対して説明を受けたが、原因分析等の検討がエールで、原因分析を対しまれて、アライスの記述といて、アライスの記述といて、アライスの記述といて、アライスの記述といて、アライスの記述といて、アライスの記述といて、アライスの記述といて、アライスの記述といて、アライスの記述といて、アライスの記述といて、アライスの記述していて、アライスの記述といて、アライスの記述といていていているに対しまれていていていていていていていていていていていていていていていていていていてい |
| , | | | | | 討が不十分であったことから、更なる検討を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 |
| | | 基準地震動 | 1 | - | |
| | | 地盤・斜面の安定性 | 1 | 1 | |
| 設計基準対象施設 | | 耐震設計方針 | • | ı | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者に審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。 |
| 施 | | 地震による津波 | 4 | 2022/1/28 | |
| 関 | | 地震以外による津波 | 4 | 2022/9/2 | |
| 関係 | 津波(第5条) | 基準津波 | 3 | 2022/9/2 | ●令和 4 年 1 月 28 日の審査会合において、津波の組合せの評価において、水位上昇側で、「地震に起因する津波」と「地震以外に起因する津波」とを組み合せた場合の評価水位が、連動型地震単独の場合の評価水位よりも下回っていることから、組合せ結果が適切に評価されているのかどうか判断できないため、追加検討を行うことを求めた。また、水位下降側の評価において、他施設の審査知見を踏まえ、貯留堰を下回る時間に着目した評価結果の整理を求めた。 ●令和4年9月2日の審査会合において、津波の組合せの評価について、水位上昇側で「地震に起因する津波」と「地震以外に起因する津波」を組み合わせた結果、「地震に起因する津波」単体での評価よりも小さい結果となっていることから、評価方法や評価地点についても再検討し、まずは、評価方針を説明することを求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 |
| | | 耐津波設計方針 | • | - | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示●令和3年11月18日の審査会合において、事業者に審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備に |
| | i | · 竜巻(第6条) | ① | - | は時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対 処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。 |
| | 火山事象 | 火山事象 | 1 | - | |
| 1 L | (第6条) | 火山事象に対する設計方針 | 1 | - | <u> </u> |
|] <u> </u> | 外部 | 部火災(第6条) | 1 | - | <u> </u> |
| | その他自然 | 現象と人為事象(第6条) | 1 | - |] |
| | 不法 | な侵入(第7条) | 1 | - | <u> </u> |
| | 内部 | 部火災(第8条) | 1 | _ | <u> </u> |
| | 内 | 部溢水(第9条) | 1 | - | |
| | 誤操作 | Fの防止(第10条) | 1 | - | ●極西部の大陸取し、大西へ鈴も大坦ニ |
| | 安全過 | 華難通路(第11条) | 1 | 1 | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| I [| 安全 | È施設(第12条) | 1 | - | 一 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ■ ● 全和 2 年 11 日 10 日の審査会会において、事業者に審査。の対応に係る進供は同じついて確認したよう。 ポニント側の審査会判の進供に |
| | 全交流 | 電源喪失(第14条) | 1 | - | ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者に審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備に は時間を要する見込むでもは、今後、其準地震動取び其進速波がむむむの変更との判断が得られた場合です。カリュラにの特定重大事故策故 |
| I | SFP | (第16条、23条) | 1 | - | は時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対 |
| | | CPB(第17条) | 1 | - | - 処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。 |
| | | 民護回路(第24条) | 1 | _ |] |
| - | | 制御室(第26条) | ① | - | 1 I |
| | | | ① | _ | † |
| ! | | t改猟(第31条 <i>)</i> そ電源(第33条) | ① | | † |
| | | (电源(第33条) 対策所(第34条) | ① | _ | |
| I ⊢ | | | 1) | = | - I |
| | | 『絡設備(第35条) 一部説明聴取済&コメント回答の審者 | <u> </u> | | |

- ※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
- (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
- (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
- (注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

| | | | 審査 | 至項目 | ステイタス* | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 |
|-------------|--------------|--------------|-------|------------------|------------|-----------|--|
| | | | • | Lv 1 | 1 | | |
| | | | | Lv 1. 5 | <u>(1)</u> | | |
| | | PRA | | 停止時 | 1 | | |
| | | | | 地震 | 1) | - | |
| | | | | | ① ① | | |
| | | #+L \ | L ' | 津波 | | | |
| | | 事故シ | ーケンスク | ブループ及び重要事故シーケンス | 1) | | |
| | | | | 解析コード | ① | - | |
| | | | | 界温度、限界圧力 | 1 | - | |
| | | | | 高圧・低圧注水機能喪失 | 1) | | |
| | | | | 高圧注水・減圧機能喪失 | 1) | | |
| | 有 | | | 全交流動力電源喪失 | 1 | | |
| | 効 性 評価 | 炉心 | | 崩壊熱除去機能喪失 | 1 | - | |
| | 評価 | | | 原子炉停止機能喪失 | 1 | | |
| | | | | LOCA 時注水機能喪失 | 1 | | |
| | 3 7 | | Ħ | B納容器バイパス(ISLOCA) | 1 | | |
| | 条 | | | 過圧破損 | 1 | - | |
| | | | | DCH | 1 | - | |
| | | CV | | FCI | 1 | _ | |
| | | | | MCCI | 1 | _ | |
| | | | | 水素燃焼 | 1) | _ | |
| | | | | 想定事故1 | 1) | | |
| 重 | | SFP | | | | | |
| 事 | | | | 想定事故2 | 1) | _ | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| 等 | | | | 崩壊熱除去機能喪失 | 1 | - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 |
| 対処 | | 停止 | | 全交流動力電源喪失 | 1) | - | ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者に審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備に |
| 重大事故等対処施設関係 | | 時 | | 原子炉冷却材の流出 | 1) | - | は時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対 処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。 |
| 翼 | | | | 反応度誤投入 | 1) | - | だ。心は、「「「「「」」」」、「「「「」」、「「「」」、「「」」、「「」」、「「」」 |
| 係 | | 1.0 | 43 条 | 共通 | 1 | - | |
| | | 1.1 | 44 条 | ATWS | 1 | - | |
| | | 1.2 | 45 条 | 高圧時冷却 | 1 | - | |
| | | 1.3 | 46 条 | 減圧 | 1 | - | |
| | | 1.4 | 47 条 | 低圧時冷却 | 1) | - | |
| | | 1.5 | 48 条 | 最終ヒートシンク | 1 | - | |
| | | 1.6 | 49 条 | CV 冷却 | 1 | - | |
| | | 1.7 | 50条 | CV 過圧破損防止(FCVS) | 1 | _ | |
| | en | 1.8 | 51 条 | CV 下部注水 | 1 | _ | |
| | 設 備 | 1.9 | 52 条 | | 1) | _ | |
| | 技 | | | CV 水素対策 | | _ | |
| | 技術的能 | 1.10 | 53条 | RB 水素対策 | ① | | |
| | 能力 | 1.11 | 54条 | SFP | 1 | - | |
| | ,, | 1.12 | 55条 | 建屋外 RI 抑制 | 1 | - | |
| | | 1.13 | 56条 | 水源 | 1) | - | |
| | | 1.14 | 57 条 | 電源 | 1) | - | |
| | | 1.15 | 58条 | 計装 | 1) | - | |
| | | 1.16 | 59条 | 原子炉制御室 | 1 | - | |
| | | 1.17 | 60条 | 監視測定 | 1 | - | |
| | | 1.18 | 61条 | 緊急時対策所 | 1 | - | |
| | | 1.19 | 62条 | 通信連絡 | 1 | - | |
| | | 2 | | 大規模損壊 | 1 | - | |
| | | ı | 地質 | [(第38条) | 4 | 2018/5/18 | |
| | | | | (第38、39条) | 2 | 2021/9/17 | ●地震動(第3、4条)を参照。 |
| | | | | | | | |
| 共通 | | | | 收 (第40条) | ② ① | 2022/1/28 | ●津波(第5条)を参照。 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者に審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。 |

[※] ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

⁽注2)設直計刊基準規則第一早 設計基準対象施設」の75第 13余、第 15余 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

北陸電力(株) 志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年1月10日時点】

| $\neg \neg$ | 審 | 查項目 | ステイタス* | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 |
|-------------|---|---|-----------------------|----------------------------|---|
| | 地質 (第3、4条) | 敷地の地質・地質構造 | 3 | 2022/9/16 | ●令和 2 年 10 月 2 日の審査会合において、評価対象断層として選定された 10 条の断層について、事業者は、上載地層を用いた評価及び断層 最新面と鉱物脈との交差関係により活動性評価を行う方針とし、令和 3 年 1 月 15 日の審査会合において、上載地層法においては、活動性評価に用いた上載地層が 12~13 万年より古い地層であるとする事業者の評価を確認した。また、鉱物脈法を用いた評価については、生成温度が低い鉱物脈の評価への適用性についてデータが拡充されており、イライト/スメクタイト混合層が鉱物脈法による評価に適用できるとする事業者の評価を確認した。鉱物脈法の顕微鏡観察結果については、断層最新面と鉱物脈との交差関係が明確でない箇所のデータ拡充等を求めた。●令和 3 年 11 月 18、19 日に現地調査を行い、事業者に対して、鉱物脈と断層との関係については、露頭やボーリングコア試料でも確認することができるよう詳細な観察を行うよう求めるとともに、一部の薄片観察においで断層の最新面が不明瞭なため、鉱物脈が断層を明瞭に横断しているようには見えない箇所があることから、改めて追加観察を行うよう求めた。また、S-4 断層を上載地層により評価した 35m 盤トレンチでは当該断層が岩盤中で不明瞭なため、現在の露頭状況では上載地層との関係が判断できなかったことから、事業者に対して、当該地点で上載地層法より活動性を評価するのであれば、断層位置が判別できる露頭も改めて示した上で説明するよう求めた。●令和 4 年 1 月 14 日の審査会合において、事業者から敷地内断層の追加調査計画について説明を受けた。これに対し、追加調査は、上記のこれまでの指摘事項等に留意して行うとともに、活動性評価に当たっては、追加調査で取得したデータのみならず、これまでに取得・提示していたデータを考慮して整合的な評価を行うよう求めた。今後、現地調査における確認事項を踏まえた追加調査結果が提示されるとともに、これまでに取得・提示していたデータが全て提示されるとともに、現地調査における確認す真を踏まえた追加調査結果が提示されるとともに、これまでに取得したデータが全て提示され、それらのデータが矛盾な、説明されていることが確認できたものの、海岸の一部の断層(K-2 及び K-18 断層)については、薄片観察において、非に鉱物脈が断層を横断しているようには見えない箇所があることから、改めて追加観察等を行い、明確に鉱物脈が最新面を横断する状況を改めて示すよう求めた。●令和 4 年 9 月 16 日の審査会合において、事業者から、瀬戸においては、強物脈法で活動性評価を行っているものの、上載地層法による確認については、改称脈法で活動性評価を行っているものの、上載地層法による確認については改めて S-4 断層 と上載地層との関係を確認し、同断層において上載地層法でも活動性評価を行っているものの、上載地層法による確認については改めて S-4 断層 と上載地層との関係を確認し、同時層において上載地層法でも活動性評価に関し、粘土鉱物の分布に係る詳細な観察結果の追記やまたる根拠の明確化を求めた。 |
| 設計基準対象施設関係 | | 敷地周辺の地質・地質構造 | 2 | 2022/12/23 | ●敷地近傍及び能登半島西岸の地形、地質・地質構造について審査を行っている。令和3年10月14日の審査会合において、敷地近傍の福浦断層の評価について、断層南部に関しては、断層位置及び端部の評価の根拠となるデータが得られておらず、不明確な点があったため、福浦断層を追跡する追加調査・検討を行うよう求めた。また、富来川南岸断層の北端部の評価についても、地表踏査等の調査の充足性や断層延長部において富来川南岸断層と同様の走向として認定しているリニアメントとの関係性に関して整理して説明するよう求めた。 ●令和3年11月18、19日に現地調査を行い、福浦断層の北端部付近の露頭観察を実施したところ、その範囲で当該断層と同性状の断層は確認されなかった。しかしながら、断層がないことの説明性を高めるため、事業者に対して、追加で地質データを取得し、断層想定位置を横断して地層境界が連続すること等の、露頭観察結果を補強するような地質状況の検討結果を示すよう求めた。 ●令和4年1月14日の審査会合において、事業者から福浦断層南端の評価に係る追加調査計画について説明を受けた。これに対して、追加のボーリング調査において何らかの断層が確認された場合には、詳細な性状を把握した上で、必要に応じて、当初計画のみにとどめることなく臨機応変に追加調査・観察を行い、福浦断層の端の評価を確実に行うよう求めた。 ●令和4年7月29日の審査会合において、敷地近傍の断層の評価に関し、事業者から追加調査結果も踏まえた福浦断層端部の評価、その他の断層の評価について説明を受け、現地調査にて確認を行うこととした。同年10月13、14日に現地調査を行い、福浦断層の評価、その他の断層の評価について説明を受け、現地調査にて確認を行うこととした。同年10月13、14日に現地調査を行い、事業者に対して、福浦断層の南部及び南端部付近の露頭観察に関し、資料に記載されている内容と露頭の状況に違いが見られることから、同断層とその他の破砕部との違いを資料上明確にするよう求めた。時層のオー)の活動性評価について、断層の最新面と鉱物脈との関係が明瞭ではなく、鉱物脈法による活動性評価は難しいと考えられることから、その評価方針を再検討し、まずは、活動性の評価方針を説明するよう求めた。今和4年11月16日の審査会合において、断層のオー)の活動性評価方針に係る論理構成やデータ拡充に向けた調査のは明確になったことから、評価方針について議論し、事業者に対して、活動性評価の主たる根拠としている「地形面の変位の有無による評価」について、段丘面等による評価に同いる断面線の設定の考え方や妥当性、段丘面の旧汀線高度による評価も示した上で、断層のオー)の活動性評価がはなったことを評価も示した上で、断層のオー)の活動性評価がはまるよう求めた。 |
| | 地震動 (第3、4条) | 地下構造 震源を特定して策定する地震動 震源を特定せず策定する地震 動 基準地震動 | ① ① ① | - - - | ●令和 4 年 9 月 16 日の審査会合において、福浦断層による地震動評価については、同断層と施設との距離が近いことから、今後の論点となることを指摘した。福浦断層の断層長等の評価を踏まえ、今後、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。 |
| | | 地盤・斜面の安定性 | 1 | _ | |
| | | 地盤・斜面の安定性 耐震設計方針 | ① | - | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 |
| _ | 津波(第5条) | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 | ① ① ① | - | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 |
| _ | 津波(第5条) | 耐震設計方針地震による津波 | 1 | - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 |
| _ | | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 | ① ① ① ① ① ① ① ① | - - - | |
| - | | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 | ① ① ① ① ① ① ① ① ① ① ① | - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ■概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| - | | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) | | - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| - | 火山事象 (第6条) | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 | | - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| - | 火山事象 (第6条) 外 | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象に対する設計方針 | | - - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| - | 火山事象 (第6条) 外 その他自然 不治 | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象に対する設計方針 部火災(第6条) 現象と人為事象(第6条) 法な侵入(第7条) | | - - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| - | 火山事象 (第6条) 外 その他自然 不治 | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象に対する設計方針 部火災(第6条) 現象と人為事象(第6条) | | - - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ■概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| - | 火山事象 (第6条) 外 その他自然 不活 | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象に対する設計方針 部火災(第6条) 現象と人為事象(第6条) 法な侵入(第7条) | | - - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ■概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| - | 火山事象 (第6条) 外 その他自然 不) 内 内 | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象 火山事象に対する設計方針 部火災(第6条) 記象と人為事象(第6条) まな侵入(第7条) 部火災(第8条) 部次災(第8条) 部溢水(第9条) | | - - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| - | 火山事象 (第6条) 外 その他自然 不活 内 内 実 | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象に対する設計方針 部火災(第6条) 現象と人為事象(第6条) 法な侵入(第7条) 部火災(第8条) 部溢水(第9条) 作の防止(第10条) 避難通路(第11条) | | - - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ■概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| - | 火山事象 (第6条) 外 その他自然 不活 内 内 安全級 | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象 (火山事象に対する設計方針 部火災(第6条) 現象と人為事象(第6条) 法な侵入(第7条) 部火災(第8条) 部溢水(第9条) 作の防止(第10条) 壁難通路(第11条) 全施設(第12条) | | - - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| | 火山事象 (第6条) 外 その他自然 不活 内 内 安全必 安全必 | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象 火山事象(第6条) 現象と人為事象(第6条) 法な侵入(第7条) 部火災(第8条) 部溢水(第9条) 作の防止(第10条) 避難通路(第11条) 全施設(第12条) 定電源喪失(第14条) | | - - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 |
| | 火山事象 (第6条) 外 その他自然 不活 内 内 安全必 安全必 | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象 (火山事象に対する設計方針 部火災(第6条) 現象と人為事象(第6条) 法な侵入(第7条) 部火災(第8条) 部溢水(第9条) 作の防止(第10条) 壁難通路(第11条) 全施設(第12条) | | - - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| | 火山事象 (第6条) 外 その他自然 不没 内 内 誤操作 安全級 安全 全交流 SFP | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象 (火山事象) 火山事象(対する設計方針 部火災(第6条) 記象と人為事象(第6条) 法な侵入(第7条) 部火災(第8条) 部溢水(第9条) 作の防止(第10条) 醛難通路(第11条) 全施設(第12条) 電源喪失(第14条) (第16条、23条) (CPB(第17条) | | - - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| | 火山事象 (第6条) 外 その他自然 不没 内 内 誤操作 安全級 安全 全交流 SFP | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象 火山事象(対する設計方針 部火災(第6条) 認象と人為事象(第6条) はな侵入(第7条) 部火災(第8条) 部溢水(第9条) 作の防止(第10条) 避難通路(第11条) 全施設(第12条) 電源喪失(第14条) (第16条、23条) | | - - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| | 火山事象 (第6条) 外 その他自然 不が 内 内 安全が 安全が SFP R 安全化 | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象 (火山事象) 火山事象(対する設計方針 部火災(第6条) 記象と人為事象(第6条) 法な侵入(第7条) 部火災(第8条) 部溢水(第9条) 作の防止(第10条) 醛難通路(第11条) 全施設(第12条) 電源喪失(第14条) (第16条、23条) (CPB(第17条) | | - - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| | 火山事象 (第6条) 外 その他自然 不浸 内 内 誤操係 安全級 安全系 SFP R 安全化 原子 | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象 火山事象に対する設計方針 部火災(第6条) 記象と人為事象(第6条) 法な侵入(第7条) 部火災(第8条) 部溢水(第9条) 作の防止(第10条) 避難通路(第11条) 全施設(第12条) 電源喪失(第14条) で(第16条、23条) (CPB(第17条) 保護回路(第24条) | | - - - - - - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| - | 火山事象 (第6条) 外 その他自然 不浸 内 内 誤操作 安全必 全交流 SFP R 安全付 原子が 監者 | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象 (火山事象) (第6条) 現象と人為事象(第6条) 法な侵入(第7条) 部火災(第8条) 部必災(第8条) 部溢水(第9条) 作の防止(第10条) 避難通路(第11条) 全施設(第12条) (電源喪失(第14条) (第16条、23条) (CPB(第17条) 保護回路(第24条) に同路(第24条) | | | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| | 火山事象 (第6条) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 耐震設計方針 地震による津波 地震以外による津波 基準津波 耐津波設計方針 竜巻(第6条) 火山事象 火山事象 火山事象 (火山事象 火山事象(第6条) 起表と人為事象(第6条) な侵入(第7条) 部火災(第8条) 部溢水(第9条) 作の防止(第10条) 避難通路(第11条) 全施設(第12条) 電源喪失(第14条) (第16条、23条) (CPB(第17条) 保護回路(第24条) 原制御室(第26条) 規設備(第31条) | | | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |

[※] ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

⁽注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

⁽注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

| Texas | |
|---|--|
| Lv 1.5 ① - 停止時 ① - 地震 ① - 地震 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス ① - 解析コード ① - 限界温度、限界圧力 ① - 高圧・低圧注水機能喪失 ① - 高圧・低圧注水機能喪失 ① - 本交流動力電源喪失 ① - 原子炉停止機能喪失 ① - 原子炉停止機能喪失 ① - | |
| PRA 停止時 ① - 地震 ① - 津波 ① - 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス ① - 解析コード ① - 限界温度、限界圧力 ① - 高圧・低圧注水機能喪失 ① - 高圧注水・滅圧機能喪失 ① - 原子炉停止機能喪失 ① - LOCA 時注水機能喪失 ① - LOCA 時注水機能喪失 ① - MET破損 ① - DCH ① - MCI - - 水素燃焼 ① - 相思事故1 ① - | |
| 地震 | |
| 津波 | |
| 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス | |
| 解析コード | |
| 限界温度、限界圧力 | |
| 高圧・低圧注水機能喪失 | |
| 有効性評価(()) 炉心 () 崩壊熱除去機能喪失 ① () 原子炉停止機能喪失 ① () LOCA 時注水機能喪失 ① () 大大機能喪失 ① () 上OCA 時注水機能喪失 ① () 上OCH ① () 上OCH ① () FCI ① () MCCI ① () 水素燃焼 ① () 相定事故1 | |
| 有効性質のである 全交流動力電源喪失 1 - 崩壊熱除去機能喪失 1 - 原子炉停止機能喪失 1 - LOCA 時注水機能喪失 1 - 格納容器パイパス(ISLOCA) 1 - DCH 1 - DCH 1 - MCCI 1 - 水素燃焼 1 - 相定事故1 - | |
| 分性評価() 原子炉停止機能喪失 ① - 37条 LOCA 時注水機能喪失 ① - 格納容器パイパス(ISLOCA) ① - 過圧破損 ① - DCH ① - MCCI ① - 水素燃焼 ① - 相定事故1 ① - | |
| 格納容器バイパス(ISLOCA) | |
| 格納容器バイパス(ISLOCA) | |
| 格納容器バイパス(ISLOCA) | |
| A 過圧破損 ① - DCH ① - CV FCI ① - MCCI ① - 水素燃焼 ① - 相宝事故1 - | |
| DCH | |
| CV FCI ① - MCCI ① - 水素燃焼 ① - 相定事故1 - | |
| MCCI ① — 水素燃焼 ① — 相定事故1 — | |
| 水素燃焼 ① | |
| 相宁事故1 | |
| 重大 事故 故 等対 対 処施 胞 設 想定事故1 1 - 想定事故2 1 - 1 - 機要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 | |
| 表 | |
| 世 | |
| 対処施 時 原子炉冷却材の流出 ① - 設 原の底度割投る ① - - 大力の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 - 大力の審査状況を踏まる - 大力の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の | |
| 時 原子炉冷却材の流出 | |
| 一 | |
| 関 | |
| 1.0 43 宋 共通 | |
| 1.1 44条 ATWS ① - | |
| 1.2 45 条 高圧時冷却 - | |
| 1.3 46条 減圧 ① - | |
| 1.4 47条 低圧時冷却 - | |
| 1.5 48 条 最終ヒートシンク ① - | |
| 1.6 49 条 CV 冷却 - | |
| 1.7 50 条 CV 過圧破損防止(FCVS) | |
| _設 1.8 51 条 CV 下部注水 - | |
| 備 1.9 52 条 CV 水素対策 - | |
| 設備 1.8 51 宋 CV 下部注水 - 1.9 52 条 CV 水素対策 - 1.10 53 条 RB 水素対策 - 的的的 1.11 54 条 SFP 1 | |
| 的 能 1.11 54条 SFP ① | |
| カ 1.12 55 条 建屋外 RI 抑制 - | |
| 1.13 56条 水源 | |
| 1.14 57 条 電源 | |
| 1.15 58条 計装 ① - | |
| 1.16 59条 原子炉制御室 ① - | |
| 1.17 60条 監視測定 - | |
| 1.18 61 条 緊急時対策所 - | |
| 1.19 62 条 通信連絡 ① - | |
| 2 大規模損壊 ① - | |
| 地質(第38条) 3 2022/1/14 ●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。 | |
| ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## | |
| 共 連波(第40条) ① ●津波(第5条)を参照。 | |
| ● 撕更铅阳左随即 士更か論占左提示 | |
| 火災(第41条) - 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 | |

[※] ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

⁽注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

⁽注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請※1(本体施設)に係る審査状況【令和5年1月10日時点】

| | 審 | | ステイタス*2 | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 |
|------------|----------------|----------------|----------|------------|--|
| | 地質 (第3、4条) | 敷地の地質・地質構造 | 3 | 2022/4/22 | ●令和4年4月22日の審査会合において、事業者は、後期更新世以降に強風化した岩盤の膨張によって生じたとしているシーム S-11 のうち地表付近に確認される変状について、その成因は特定出来ないが、非構造性のものであること等から、規則第三条の評価対象としないとの方針を示した。これに対して、シーム S-11 全体として同条への適合性を示す必要性があること等について指摘し、改めて整理をした上で説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 ●審査資料のみでは十分に把握することが容易ではない地質性状の確認を行うため、原子力規制庁職員による現地確認として、令和4年10月6日に、電源開発本社において第四系変状が確認されているシーム S-11 のボーリングコアの確認を実施し、同年11月7日に、現地において同シームの分布状況等の確認を実施した。 |
| | | 敷地周辺の地質・地質構造 | 4 | 2020/11/20 | |
| | | 地下構造 | 4 | 2020/12/18 | |
| | 地震動 (第3、4条) | 震源を特定して策定する地震動 | 3 | 2022/9/16 | ●令和3年6月11日の審査会合において、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の評価に関する全体概要を聴取するとともに、プレート間地震の地震動評価について審議した。プレート間地震の地震動評価については、検討用地震の選定、震源モデルの設定、不確かさの考慮、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の選定等の地震動評価手法、及び地震動評価結果について一通り説明がなされ、その内容について概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●令和3年8月27日の審査会合において、海洋プレート内地震の地震動評価について審議した。検討用地震の選定、震源モデルの設定、不確かさの考慮、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の選定等の地震動評価手法、及び地震動評価結果について一通り説明がなされ、その内容について概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●令和4年9月16日の審査会合において、内陸地殻内地震の検討用地震のうち「F-14断層による地震」に関しては、震源モデルの設定の考え方や不確かさ考慮の妥当性等について、また、「奥尻海盆北東縁断層〜奥尻海盆東縁断層〜西津軽海盆東縁断層の連動を考慮した地震」(奥尻三連動)に関しては、断層パラメータ設定の考え方や解析手法の妥当性等について、前回会合(令和4年3月18日)の指摘に対する回答が不十分だったため追加説明を求めた。また、「隆起再現断層による地震」に関しては、評価方針を説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 |
| | | 震源を特定せず策定する地震動 | 2 | 2022/3/18 | ●令和 4 年 3 月 18 日の審査会合において、震源を特定せず策定する地震動のうち、「全国共通に考慮すべき地震動」の評価について審議した。「全国共通に考慮すべき地震動」のうち、「2004 年北海道留萌支庁南部の地震」に関しては、地震動評価に用いる地下構造モデルの妥当性等を、標準応答スペクトルに基づく地震動評価に関しては、模擬地震波の作成における地震規模の設定の妥当性等を、それぞれ追加説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 |
| =n. | | 基準地震動 | 1 | - | |
| 設計基準対象施設関係 | | 地盤・斜面の安定性 | 1 | - | |
| | | 耐震設計方針 | 1 | - | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 |
| 家 施 | | 地震による津波 | 4 | 2021/12/24 | |
| 設 | 油油/年- 4 | 地震以外による津波 | 4 | 2018/6/8 | |
| 係 | 津波(第5条) | 基準津波 | 1 | - | |
| | | 耐津波設計方針 | 1 | - | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| Ī | ī | ・ 竜巻(第6条) | 1 | - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 |
| Ī | 火山事象 | 火山事象 | 1) | - | |
| | (第6条) | 火山事象に対する設計方針 | 1 | - | |
| Ī | 外部 | 部火災(第6条) | 1 | - | |
| Ī | その他自然 | 現象と人為事象(第6条) | 1) | - | |
| ļ | 不法 | まな侵入(第7条) | 1 | - | |
| ļ | 内部 | 邹火災(第8条) | 1 | - | |
| ļ | | 部溢水(第9条) | ① | - | |
| ļ | | Fの防止(第10条) | ① | - | |
| ļ | | £難通路(第11条) | ① | - | 1 |
| ŀ | | ÷施設(第12条) | ① | - | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| ļ | | 電源喪失(第14条) | ① | - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 |
| | | (第16条、23条) | ① | - | 1 |
| | | CPB(第17条) | ① | _ | |
| | | 民護回路(第24条) | ① | _ | 1 |
| | | · 制御室(第26条) | ① | _ | 1 |
| | | 記備(第31条) | <u> </u> | _ | |
| | | 電源(第33条) | ① | _ | 1 |
| | | 持対策所(第34条) | ① | _ | 1 |
| | | | | | 1 |
| | | 直絡設備(第35条) | 1 | _ | |

^{※1} 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)

^{※2} ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

⁽注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

⁽注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

| | 審査項目 | | | 查項目 | ステイタス ^{※1} | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 | | | | |
|--------------|----------|---------------|--------------|--------------------------|---------------------|------------|--|--|--|--|--|
| | | | | Lv 1 | 1 | | | | | | |
| | | | | Lv 1. 5 | 1 | | | | | | |
| | | PRA | | | 1 | | | | | | |
| | | 1 100 | | | 1 | - | | | | | |
| | | | | | 1 | | | | | | |
| | | 車がこ | | | 1 | | | | | | |
| | | 争収と | <i></i> | アループ及び重要事成シーグンス 解析コード | 1 | _ | | | | | |
| | | | 限 | | 1 | _ | | | | | |
| | | | 1 | 高圧・低圧注水機能喪失 | 1 | | | | | | |
| | | | | 高圧注水·減圧機能喪失 | 1 | | | | | | |
| | + | | | 全交流動力電源喪失 | 1 | | | | | | |
| | 有 効 | 炉心 | | 崩壊熱除去機能喪失 | 1) | _ | | | | | |
| | 5効性評価(| ,, , | | 原子炉停止機能喪失 | 1 | | | | | | |
| | 価 | | | LOCA 時注水機能喪失 | 1 | | | | | | |
| | 3 7 | | * | B納容器バイパス(ISLOCA) | 1 | | | | | | |
| | 条 | | | | 1 | _ | | | | | |
| | | | | DCH | 1 | | | | | | |
| | | CV | | FCI | 1 | _ | | | | | |
| | | | | MCCI | 1 | | | | | | |
| | | | | | 1 | _ | | | | | |
| | | | | 想定事故1 | 1 | | | | | | |
| 重大 | | SFP | | 想定事故2 | 1 | - | | | | | |
| 事故 | | | | ーロー | 1 | | 1 | | | | |
| 等 | | <i>1</i> ± .1 | | 全交流動力電源喪失 | 1 | | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 | | | | |
| 重大事故等対処施設関係- | | 停止 時 | | 原子炉冷却材の流出 | 1 | - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 | | | | |
| | | | | 反応度誤投入 | 1) | | | | | | |
| 関 係 | | 1.0 | 40.5 | | 1 | _ | | | | | |
| | | 1.0 | 43 条 44 条 | 共通 ATWS | 1 | _ | | | | | |
| | | | | | 1 | | | | | | |
| | | 1.2 | 45 条 46 条 | 高圧時冷却 | 1 | _ | | | | | |
| | | 1.3 | 40 余 | | 1 | _ | | | | | |
| | | 1.4 | - | | _ | | | | | | |
| | | 1.5 | 48 条 49 条 | 最終ヒートシンク | 1 | _ | 1 | | | | |
| | | | | CV 滑压破损防止 (FCVS) | 1 | | | | | | |
| | | 1.7 | 50条 | CV 過圧破損防止(FCVS) | 1) | | | | | | |
| | 設 備 | 1.8 | 51条 | CV 下部注水 | 1 | | | | | | |
| | 技 | 1.9 | 52条 | CV 水素対策 | 1) | | | | | | |
| | 設備•技術的能 | 1.10 | 53条 | RB 水素対策 | | | | | | | |
| | 能力 | 1.11 | 54条 | SFP | 1 | - | | | | | |
| | | 1.12 | 55条 | 建屋外 RI 抑制 | 1 | - | | | | | |
| | | 1.13 | 56条 | 水源 | 1 | - | | | | | |
| | | 1.14 | 57条 | 電源 | 1 | - | | | | | |
| | | 1.15 | 58 条 | 計装 | 1) | - | | | | | |
| | | 1.16 | 59 条 | 原子炉制御室 | 1) | - | | | | | |
| | | 1.17 | 60条 | 監視測定 | 1) | - | | | | | |
| | | 1.18 | 61 条 | 緊急時対策所 | 1 | - | | | | | |
| | | 1.19 | 62 条 | 通信連絡 | 1) | - | | | | | |
| | | 2 | | 大規模損壊 | 1) | - | | | | | |
| | | | | 質(第38条) | 3 | 2021/6/25 | ●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。 | | | | |
| 共 | | | | (第38、39条) | 2 | 2022/3/18 | ●地震動(第3、4条)を参照。 | | | | |
| 共通 | | | 津流 | 皮(第40条) | 2 | 2021/12/24 | ●津波(第5条)を参照。 | | | | |
| | | | 火災 | 災(第41条) | 1 | - | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 | | | | |

^{※1} 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請) ※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

⁽注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

中部電力(株) 浜岡原子力発電所4号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年1月10日時点】

| | 審 | 查項目 | ステイタス* | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 |
|------------|----------------|---------------------------------------|-------------------------|--------------|--|
| | 地質 (第3、4条) | 査項目 敷地の地質・地質構造 | ステイタス [*] ③ | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 ●事業者は H 断層系については、すべての H 断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどの H 断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在する H-9 断層で活動性評価を行うとしていることから、各 H 断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H 断層の性状に係るデータを示すよう求めていた。令和 3 年 4 月 2 日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8 断層についてはデータ取得を行っていなかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他の H 断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9 断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、推積年代を示す指標を増やして年代評価を行うかまめた。 ●令和 4 年 3 月 18 日の審査会合において、H-8 断層及び H-9 断層について追加で取得したデータから他の H 断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12~13 万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12~13 万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。上載地層の堆積年代評価の妥当性も含めて、観察事実に基づいて H-9 断層ですべての H 断層の活動時期を代表できるかどうかについて、今後、事業者から説明を受けるとともに、現地調査を実施し内容を確認していく。 ●令和 4 年 9 月 30 日の審査会合において、事業者がら、追加検討を踏まえた上載地層として用いる泥層の堆積年代評価について説明を受けた。これに対して、「泥層」が海成段丘堆積物であることや、古谷泥層(12~13 万年前の地層)に対比される地層であることについて、事業者が提示しているデータから明確に言える十分な物証はなく、「泥層」が12~13 万年前の地層)に対比される地層であることについて、事業者が提高しいを引きているが力を引きていないため、物証に基づき「泥層」の堆積年代書価に言いするの対応方針について需要を合いを可能であることで、方の地層であることが、これに対して、「東書者がら、地質構造について、上載地層の本質と作評価に資する明確な物証を得るために十分な追加調査を行い、その調査には数ヶ月程度の期間を要するとの説明があった。同年 11 月 14 日に、原子の規制で職を引きるにおいて、事業者から表地を掲載していて、整定のは関するとかってが明確を表さらにおいて、事業者のと対して、第2 日の 2 日 2 月 2 日 の審査会合において、事業者から表地を掲載していて、との記録明があった。 これに対して、「泥層」が開始であることで、「記層」があった。 これに対して、「記憶」があった。 これに対して、「記憶」がありまれて、第2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 |
| | | 敷地周辺の地質・地質構造 | 4 | 2018/8/3 | |
| | | 地下構造 | 4 | 2015/2/13 | |
| | | 震源を特定して策定する地震動 | 4 | 2022/4/15 | |
| | | 震源を特定せず策定する地震 | 1 | _ | ■標準応答スペクトルに基づく地震動評価の妥当性等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| | 地震動 (第3、4条) | 基準地震動 | ① | - | ●免震構造等、長周期の地震応答が卓越する施設等について、基準地震動(長周期地震動)を別途策定する必要性の有無について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| | | | 1 | _ | CA OO LECTANDA DENOTE XIVED CHEROC CA./O |
| | | 耐震設計方針 | ① | _ | |
| 設計基準対象施設関係 | 津波(第5条) | 地震による津波 | 2 | 2022/11/25 | ●プレート間地震による津波評価について、事業者は、申請当初に用いていた内閣府(2012)による波源モデルに基づくモデルではなく、独自に 遠州灘沿岸域及び南海トラフ広域の津波痕跡高を再現した波源モデル(痕跡再現モデル)を設定し、同モデルに基づき津波評価を実施するとした。令和 4 年 7 月 15 日の審査会合において、事業者は、審査会合での指摘を踏まえ、内閣府(2012)によるライズタイム 60 秒を詳細パラメータスタディに含めて津波評価を実施し、敷地前面において水位上昇側が 22.7mとなる評価結果を示した。これに対して、敷地前面における水位上昇側(22.7m)については、敷地への影響の程度を考慮した詳細パラメータスタディが行われていると考えられるものの、各取水槽における水位上昇側については最も影響の大きい波源が選定されているか否かについて波源選定の考え方を整理して説明するとともに、水位低下側の詳細パラメータスタディについては、各パラメータが水位低下時間に与える影響を分析し、各パラメータによる影響の大きさを考慮したパラメータスタディが実施できているか否か説明するよう求めた。引き続き、事業者独自に設定した波源モデルに基づく津波評価の妥当性について、内容を確認していく。 ●また、津波堆積物に関する調査については、令和 4 年 6 月 10 日の審査会合において、事業者は敷地内において追加ボーリング調査及び分析を実施し、敷地におけるイベント堆積物のみを津波堆積物として評価する方針に変更した。これに対して、評価方針を変更したことにより新たに海起源イベント堆積物の認定に係る論点が発生することから、評価方針の変更について、基準適合上、不必要かつ効果も限定的であれば、審査の効率化の観点から変更の要否を再考するよう求めたところ、従前の評価方針に戻す旨の回答があったため、最終的な評価方針及び評価結果について説明を求めた。 ●令和 4 年 11 月 25 日の審査会合において、事業者は敷地で確認されたイベント堆積物のついての起源に関する区別をせずに津波堆積物と見なす従来どおりの評価方針に戻して説明した。これに対して、敷地のイベント堆積物の上限標高に関する評価方針は確認できたが、イベント堆積物の層厚に係る考察、津波堆積物調査の柱状図及び観察記録、イベント堆積物の上限標高に関する評価方針は確認できたが、イベント堆積物の層厚に係る考察、津波堆積物調査の柱状図及び観察記録、イベント堆積物の上限機高に関する評価方針は確認できたが、イベント堆積物の層厚に係る考察、津波堆積物調査の柱状図及び観察記録、イベント堆積物の上限標高に関する評価方針は確認できたが、イベント堆積物の層厚に係る考察、津波性積物調査の柱状図及び観察記録、イベント堆積物の上限標高に関する評価の多当性について、資料の充実化を行うことを求めた。今後、現地調査を実施し評価の妥当性について確認していく。 |
| | | 地震以外による津波 | 3 | 2020/5/21 | ●事業者による火山現象の津波影響評価において、過去の噴火規模に関する情報が不足している海底火山による津波については、評価方針も 含めてその影響評価について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| | | 基準津波 | 1 | - | ●地震による津波及び地震以外の要因による津波の審査が概ね終了した後に、両者の組合せによる評価の妥当性について、今後、事業者から 説明を受け、内容を確認していく。 |
| | | ————————————————————————————————————— | 1 | - | AND PARTY OF THE BOX No. THAN SHOW NO. 1. TO |
| | ŧ | 造巻(第6条) | 2 | 2015/4/9 | ●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。 |
| | 火山事象 | 火山事象 | 1 | - | |
| | (第6条) | 火山事象に対する設計方針 | 1 | - | |
| | 外音 | 邓火災(第6条) | 2 | 2015/3/19 | |
| | その他自然理 | 見象と人為事象(第6条) | 2 | 2015/7/9 | ●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。 |
| | 不法 | な侵入(第7条) | 1 | - | |
| | 内部 | 邓火災(第8条) | 2 | 2015/8/6 | |
| | 内部 | 邢溢水(第9条) | 2 | 2015/5/21 | |
| | 誤操作 | の防止(第10条) | 2 | 2015/6/2 | ●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。 |
| | 安全避 | 難通路(第11条) | 2 | 2015/6/2 | |
| | 安全 | 施設(第12条) | 2 | 2015/4/21 | |
| | 全交流 | 電源喪失(第14条) | 1 | - | |
| | SFP(| 第16条、23条) | 1 | | |
| | RC | CPB(第17条) | 2 | 2015/2/24 | |
| | 安全保 | 護回路(第24条) | 2 | 2015/6/2 | ●まだ◆体の説明がかされてむらず鈴与け柱空されていたい |
| | 原子炉 | 制御室(第26条) | 2 | 2015/6/11 | ●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。 |
| | 監視 | l設備(第31条) | 2 | 2015/4/2 | |
| | 保安 | 電源(第33条) | 1 | - | |
| | 緊急時 | 対策所(第34条) | 2 | 2015/3/24 | ●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。 |
| | 通信連 | [絡設備(第35条) | 2 | 2015/3/24 | ◆ 0.15 〒 Li A. 190 . ひじょっ C.02. 3 と 回り W.190 i 1 ケ にょっ C.0 |
| ※ ①宷 | 杏に未着手(赤色)。② | 一部説明聴取済&コメント回答の審査 | s中(黄色)。③一通U | /説明聴取済&コメント回 | 回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色) |

[※] ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

⁽注2)設直計刊基準規則第一早「設計基準対象施設」のつち第13条、第15条 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

| 審査項目 | | | | | ステイタス* | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 | | | | | |
|-------------|-------------|------|--------------|------------------|--------|---------------|---|--|--|--|--|--|
| | | | | Lv 1 | 2 | | | | | | | |
| | | | | Lv 1. 5 | 2 | | | | | | | |
| | | PRA | | | 2 | 2015/7/2 | ●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。 | | | | | |
| | | | | 地震 | 2 | | | | | | | |
| | | | | | 2 | | | | | | | |
| | | 事故シ | ーケンスク | | 3 | 2015/10/15 | ●先行プラントの説明内容と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実確認等について確認していく。 | | | | | |
| | | | | 解析コード | 2 | 2015/3/3 | | | | | | |
| | | | 限 | !界温度、限界圧力 | 2 | | | | | | | |
| | | | | 高圧・低圧注水機能喪失 | 2 | | | | | | | |
| | | | | 高圧注水・減圧機能喪失 | 2 | | | | | | | |
| | 有 | | | 全交流動力電源喪失 | 2 | 0017/5/00 | | | | | | |
| | | 炉心 | | 崩壊熱除去機能喪失 | 2 | 2017/5/26 | | | | | | |
| | 効性評価(| | | 原子炉停止機能喪失 | 2 | | | | | | | |
| | | | | LOCA 時注水機能喪失 | 2 | | | | | | | |
| | 3 7 冬 | | ₹ | 各納容器バイパス(ISLOCA) | 2 | | | | | | | |
| | 条 | | | 過圧破損 | 2 | 2016/9/15 | ●キだ今はの説明がたされてならず絵もけ株字されていたい | | | | | |
| | | | | DCH | 2 | | ↑ ●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。 | | | | | |
| | | CV | | FCI | 2 | 2015/3/10 | | | | | | |
| | | | | MCCI | 2 | | | | | | | |
| | | | | 水素燃焼 | 2 | 2015/3/10 | | | | | | |
| 重 | | SFP | | 想定事故1 | 2 | 2015/3/17 | | | | | | |
| 大事 | | 011 | | 想定事故2 | 2 | 2010/ 0/ 17 | | | | | | |
| 故等 | | | | | 2 | | | | | | | |
| 重大事故等対処施設関係 | | 停止 | | 全交流動力電源喪失 | 2 | 2015/3/17 | | | | | | |
| | | 時 | | 原子炉冷却材の流出 | 2 | | | | | | | |
| 関 | | | | 反応度誤投入 | 2 | | | | | | | |
| 1赤 | | 1.0 | 43 条 | 共通 | 2 | 2015/7/23 | ●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。 | | | | | |
| | | 1.1 | 44 条 | ATWS | 1 | | | | | | | |
| | | 1.2 | 45 条 | 高圧時冷却 | 1 | | | | | | | |
| | | 1.3 | 46条 | 減圧 | 1 | - | | | | | | |
| | | 1.4 | 47 条 | 低圧時冷却 | 1 | | | | | | | |
| | | 1.5 | 48条 | 最終ヒートシンク | 1 | | | | | | | |
| | | 1.6 | 49条 | CV 冷却 | ① | - 0015 /7 /01 | | | | | | |
| | | 1.7 | 50条 | CV 過圧破損防止 | 2 | 2015/7/21 | ●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。 | | | | | |
| | 設備 | 1.8 | 51条 | CV 下部注水 | ① | - | | | | | | |
| | 備・技術: | 1.9 | 52条 | CV 水素対策 | 1 | - 2015 /8 /4 | ●士だ△けの説明がかされていてず絵を目はたウされていたい、△※ ち払継師店の恵ましせょう 記述 て吹放るの以外とか問じてい | | | | | |
| | 的 | 1.10 | 53条 | RB 水素対策 | 1 | 2015/8/4 | ●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。 | | | | | |
| | 能 力 | 1.11 | 54条 | SFP 과 등 사이 기계속이 | 1 | _ | | | | | | |
| | | 1.12 | 55 条 56 条 | 建屋外 RI 抑制 水源 | 1 | _ | | | | | | |
| | | 1.13 | 57条 | 電源 | 1) | | | | | | | |
| | | 1.14 | 58条 | 計装 | 1) | _ | | | | | | |
| | | 1.16 | 59条 | 原子炉制御室 | 2 | 2015/6/11 | | | | | | |
| | | 1.17 | 60条 | | 2 | 2015/4/2 | 1 | | | | | |
| | | 1.17 | 61 条 | | 2 | 2015/3/24 | ●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。 | | | | | |
| | | 1.19 | 62 条 | 通信連絡 | 2 | 2015/3/24 | † | | | | | |
| | | 2 | | 大規模損壊 | 1 | - | | | | | | |
| | | - | †+b ⊈ | 質(第38条) | 3 | 2022/3/18 | ●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。 | | | | | |
| # | | | | (第38、39条) | 2 | 2022/3/18 | ●地震動(第3、4条)を参照。 | | | | | |
| 共通 | | | | 皮(第40条) | 2 | 2021/12/17 | ●津波(第5条)を参照。 | | | | | |
| | | | | 災(第41条) | 1 | _ | | | | | | |
| | 人及(第413 | | | | | | | | | | | |

[※] ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

⁽注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

⁽注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

中部電力(株) 浜岡原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年1月10日時点】

| | 審 | | ステイタス* | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 |
|------------|---|---|--------|---|---|
| | 地質 (第3、4条) | 敷地の地質・地質構造 | 3 | 2022/12/23 | ●事業者は H 断層系については、すべての H 断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどの H 断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在する H-9 断層で活動性評価を行うとしていることから、各 H 断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H 断層の性状に係るデータを示すよう求めていた。令和 3 年 4 月 2 日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8 断層についてはデータ取得を行つていなかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他の H 断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9 断層についても、活動性評価を行うはかれたものの、H-8 断層についても、活動性評価を行うはかれたものの、H-8 断層についても、活動性評価を行うはかれた。 ● |
| | | 敷地周辺の地質・地質構造 | 4 | 2018/8/3 | |
| | | 地下構造 | 4 | 2015/2/13 | |
| | | 震源を特定して策定する地震動 | 4 | 2022/4/15 | |
| | | 震源を特定せず策定する地震 | 1 | _ | ■標準応答スペクトルに基づく地震動評価の妥当性等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| | 地震動 (第3、4条) | - 動 - 基準地震動 | ① | _ | ●免震構造等、長周期の地震応答が卓越する施設等について、基準地震動(長周期地震動)を別途策定する必要性の有無について説明を求め |
| | | | | | ている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| | | 地盤・斜面の安定性 耐震設計方針 | ① | - | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| 設計基準対象施設関係 | 津波(第5条) | 地震による津波地震以外による津波 | ② | 2022/11/25 | ●プレート間地震による津波評価について、事業者は、申請当初に用いていた内閣府(2012)による波源モデルに基づくモデルではなく、独自に遠州選沿岸域及び南海トラフ広域の津波痕跡高を再現した波源モデル(痕跡再現モデル)を設定し、同モデルに基づき津波評価を実施するとした。令和 4 年 7 月 15 日の審査会合において、事業者は、審査会合での指摘を踏まえ、内閣府(2012)によるライズタイム 60 秒を詳細パラメータスタディに含めて津波評価を実施し、敷地前面において水位上昇側が 22.7mとなる評価結果を示した。これに対して、敷地前面における水位上昇側(22.7m)については、敷地への影響の程度を考慮した詳細パラメータスタディが行われていると考えられるものの、各取水槽における水位上昇側(22.7m)については最も影響の大きい波源が選定されているか否かについて波源選定の考え方を整理して説明するとともに、水位低下側の詳細パラメータスタディについては、多がラメータが水位低下時間に与える影響を分析し、各パラメータによる影響の大きさを考慮したパラメータスタディが実施できているか否か説明するよう求めた。引き続き、事業者独自に設定した波源モデルに基づく津波評価の妥当性について、内容を確認していて。 ●また、津波堆積物に関する調査については、令和 4 年 6 月 10 日の審査会合において、事業者は敷地内において追加ボーリング調査及び分析を実施し、敷地におけるイベント堆積物のみを津波堆積物として評価する方針に変更した。これに対して、評価方針を変更したことにより新たに海起源イベント堆積物の認定に係る論点が発生することから、評価方針の変更について、基準適合と、不必要かつ効果も限定的であれば、審査の効率化の観点から変更の要否を再考するよう求めたところ、従前の評価方針に戻す旨の回答があったため、最終的な評価方針及び評価結果について説明を求めた。 ●令和 4 年 11 月 25 日の審査会合において、事業者は敷地で確認されたイベント堆積物の起源に関する区別をせず一切を津波堆積物と見なす従来どおりの評価方針に戻して説明した。これに対して、敷地のイベント堆積物の上限標高に関する評価方針は確認できたが、イベント堆積物の層厚に係る考察、津波堆積物調査の柱状図及び観察記録、イベント堆積物の上限標高に関する評価方針は確認できたが、イベント堆積物の層厚に係る考察、津波堆積物調査の柱状図及び観察記録、イベント堆積物の上限標高に関する評価方針に確認できたが、イベント堆積物の一度に係る考察、津波堆積物調査の柱状図及び観察記録、イベント堆積物の上限標高に関する評価方針は確認できたが、イベント堆積物の一度では、その評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●事業者による火山現象の津波形が影響評価において、過去の噴火規模に関する情報が不足している海底火山による津波については、評価方針も含めてその影響評価について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| | | 基準津波 | 1 | - | ●地震による津波及び地震以外の要因による津波の審査が概ね終了した後に、両者の組合せによる評価の妥当性について、今後、事業者から 説明を受け、内容を確認していく。 |
| | | 耐津波設計方針 | 1 | _ | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| | | 竜巻(第6条) │ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 1 | - | |
| | 火山事象 (第6条) | 火山事象 火山事象に対する設計方針 | ① | | |
| | | 部火災(第6条) | ① | _ | |
| | | 明久久(第0末) 現象と人為事象(第6条) | 1 | _ | |
| | | な侵入(第7条) | 1 | _ | |
| | 内部 | 部火災(第8条) | 1 | _ | |
| | 内 | 部溢水(第9条) | 1 | _ | |
| | 誤操作 | ₣の防止(第10条) | 1 | - | |
| | 安全過 | 達難通路(第11条) | 1 | - | |
| | | È施設(第12条) | 1 | - | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| | | 電源喪失(第14条) | 1 | - | |
| | | (第16条、23条) | 1 | _ | |
| | | CPB(第17条) | 1 | _ | |
| | | R護回路(第24条) □制御室(第26条) | ① | | |
| | | 『制御至(第26余 <i>)</i> 見設備(第31条) | ① | | |
| | | t改備(第31条) ₹電源(第33条) | ① | _ | |
| | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 1 | - | |
| | | | 1 | - | |
| | 通信連絡設備(第35条) 杏に夫蓋手(赤色) ②一部説明聴取済&コメント回答の寒る | | Ü | 157 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 5 | |

[※] ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

⁽注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

| | 審査項目 | | | 至項目 | ステイタス* | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 |
|-------------|----------|------|-------|------------------|--------|------------|---------------------------|
| | | | | Lv 1 | 1 | _ | |
| | | | | Lv 1. 5 | 1 | _ | |
| | | PRA | | 停止時 | 1 | _ | |
| | | | | 地震 | 1 | _ | |
| | | | | | 1 | _ | |
| | | 事故シ | ーケンスク | ブループ及び重要事故シーケンス | 1) | _ | |
| | | 7107 | ,,,,, | 解析コード | 1 | _ | |
| | | | 限 | 界温度、限界圧力 | 1 | _ | |
| | | | | 高圧・低圧注水機能喪失 | 1 | _ | |
| | | | | 高圧注水·減圧機能喪失 | 1 | _ | |
| | + | | | 全交流動力電源喪失 | 1 | _ | |
| | 有効 | 炉心 | | 崩壊熱除去機能喪失 | 1 | - | |
| | 対性評価(| | | 原子炉停止機能喪失 | 1) | - | |
| | | | | LOCA 時注水機能喪失 | 1) | - | |
| | 3 7 | | Ħ | 各納容器バイパス(ISLOCA) | 1 | - | |
| | 条 | | | 過圧破損 | 1 | - | |
| | | | | DCH | 1 | - | |
| | | CV | | FCI | 1 | - | |
| | | | | MCCI | 1 | - | |
| | | | | 水素燃焼 | 1 | - | |
| | | | | 想定事故1 | 1 | - | |
| 土 | | SFP | | 想定事故2 | 1) | - | |
| 事故 | | | | 崩壊熱除去機能喪失 | 1 | - | |
| 等対 | | 停止 | | 全交流動力電源喪失 | 1) | - | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| 重大事故等対処施設関係 | | 時 | | 原子炉冷却材の流出 | 1 | - | |
| 設 | | | | 反応度誤投入 | 1 | - | |
| 係 | | 1.0 | 43 条 | 共通 | 1 | - | |
| | | 1.1 | 44 条 | ATWS | 1 | - | |
| | | 1.2 | 45 条 | 高圧時冷却 | 1 | - | |
| | | 1.3 | 46 条 | 減圧 | 1 | - | |
| | | 1.4 | 47 条 | 低圧時冷却 | 1 | - | |
| | | 1.5 | 48 条 | 最終ヒートシンク | 1 | - | |
| | | 1.6 | 49 条 | CV 冷却 | 1 | - | |
| | | 1.7 | 50 条 | CV 過圧破損防止 | 1 | - | |
| | 設 | 1.8 | 51 条 | CV 下部注水 | 1 | - | |
| | 備 | 1.9 | 52 条 | CV 水素対策 | 1 | - | |
| | 技術 | 1.10 | 53条 | RB 水素対策 | 1 | - | |
| | 設備•技術的能力 | 1.11 | 54条 | SFP | 1 | - | |
| | カ | 1.12 | 55 条 | 建屋外 RI 抑制 | 1 | - | |
| | | 1.13 | 56条 | 水源 | 1 | - | |
| | | 1.14 | 57条 | 電源 | 1 | - | |
| | | 1.15 | 58条 | 計装 | 1 | - | |
| | | 1.16 | 59 条 | 原子炉制御室 | 1 | - | |
| | | 1.17 | 60条 | 監視測定 | 1 | - | |
| | | 1.18 | 61条 | 緊急時対策所 | 1 | - | |
| | | 1.19 | 62 条 | 通信連絡 | 1 | - | |
| | | 2 | | 大規模損壊 | 1 | - | |
| | | | 地質 | 賃(第38条) | 3 | 2022/3/18 | ●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。 |
| 共 | | | 地震動 | (第38、39条) | 2 | 2021/7/16 | ●地震動(第3、4条)を参照。 |
| 共通 | | | 津洲 | 皮(第40条) | 2 | 2021/12/17 | ●津波(第5条)を参照。 |
| | | | 火災 | 炎(第41条) | 1 | - | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |

[※] ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)

[※] ①番直に木眉子(から)、 ②一部就物感取済&コメント回告の番直中(黄ら)、 ③一通り説物感取済&コメント回告の番直中(萩ら)、 ④帆ね番直済が(灰ら) (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

⁽注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

⁽注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

日本原子力発電(株) **敦賀発電所2号炉**設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年1月10日時点】

| | 審 | 查項目 | ステイタス* | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 |
|------------|-----------------|----------------------------|--------|------------|---|
| | 地質 (第3、4条) | 敷地の地質・地質構造 | 2 | 2022/12/9 | ●K 断層の重要施設直下への連続性の評価に係る審査の過程において、評価の妥当性を確認するためのボーリング柱状図の記載が説明がなく削除・変更されていることが確認された。これに関し、令和2年6月の審査会合において、事業者から、ボーリング柱状図の元データとなる調査会社による調査報告書とともに、柱状図変更の経緯、変遷等を含めて説明があった。これに対して、調査会社が作成した申請書案の元データの存否を調査会社にも確認の上明らかにし、資料提出を行うこと、調査会社の調査報告書から申請書に反映すべきデータを事業者として明確にし、それをもとにどのような書き換えがあったのかを報告し直すこと、データ書き換えの不適合管理に係る要因分析等が不足しているので、更に深掘りして検討を行うことなどを求めた。令和2年10月30日の審査会合では、これらの指示に対して、事業者が、評価に必要な柱状図の元データを示し、また、今後は適切な記載の柱状図を提出する方針が示されたことから、敷地内断層の審査を継続することとした。他方で、令和2年10月7日の原子力規制委員会において、事業者による柱状図データ書換えの原因調査分析の妥当性については、原子力規制検査の中で確認していくことし、令和3年7月28日の原子力規制委員会でその経過報告を行った。令和3年8月18日の原子力規制委員会において、当該経過報告を踏まえた審査の取扱いについて議論された。その結果、原子力規制検査において、以下の2点を満たす業務プロセスの構築が確認されるまでの間は、審査会合を実施しないこととした。①調査データのトレーサビリティが確保されること。令和4年10月26日の原子力規制委員会において、原子力規制検査の結果として、事業者の審査資料作成に関する業務プロセスの改善がなされていることの報告を受け、審査の再開を決定した。●同年12月9日の審査会合において、事業者から、改善した業務プロセスの内容と、同プロセスに基づき、審査のもととなるボーリング柱状図やそれ以外の調査データをどのように修正したか等について説明があった。これに対して、修正履歴のトレーサビリティが確保されていることは確認できたが、調査データをで以よりに発正の内容、理由などを詳細に確認した結果、修正履歴のトレーサビリティが確保されていることは確認できたが、調査データをで対する評価を見直したものを「記載の誤り」としているなど、調査データの取扱いが必ずしも適切に行われていないため、適切にカテゴリー分けした上で、修正の判断根拠を明示するなどの資料の改善を求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| | | 敷地周辺の地質・地質構造 | 1 | - | |
| 设计 | | 悪源を特定して策定する地震動 | 2 | 2019/12/13 | ●事業者は浦底断層による地震動評価について、不確かさに加えて十分な余裕を確保するとしているが、既許可サイトと同様の項目かつ、同様のレベル観の不確かさしか考慮していない。これに対して、浦底断層から 200m 程度の位置に重要施設が建設されているという特殊性から、更に踏み込んだ検討を行うことも考えるよう求めている。震源断層モデルの設定、不確かさとして考慮するパラメータの設定も含めて震源極近傍の地震動評価としてどのような保守性まで見込むのかについて、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 |
| 設計基準対象施設関係 | 地震動 (第3、4条) | 震源を特定せず策定する地震 動 | 1 | - | |
| 象 | | 基準地震動 | 1 | - | |
| 設 | | 地盤・斜面の安定性 | 1 | ı | ●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議 |
| 関係 | | 耐震設計方針 | 1 | ı | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 |
| | | 地震による津波 | 1 | - | |
| | 津波(第5条) | 地震以外による津波 | 1 | - | ●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議 |
| | 并 放(第5末) | 基準津波 | 1 | - | |
| | | 耐津波設計方針 | 1 | - | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| | | 竜巻(第6条) | 1 | - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 |
| | 火山事象 | 火山事象 | 1 | - | ●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議 |
| | (第6条) | 火山事象に対する設計方針 | 1 | _ | |
| | | 部火災(第6条) | 1 | _ | |
| | | 現象と人為事象(第6条) | 1 | _ | |
| | | な侵入(第7条) | 1 | | |
| | | 部火災(第8条) 部溢水(第9条) | ① | | |
| | | が溢水(第9余) Fの防止(第10条) | ① | | · |
| | | ま 主難通路(第11条) | 1 | | † |
| | | :無過時(第11条/ È施設(第12条) | 1 | _ | ■ ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| | | 電源喪失(第14条) | ① | - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 |
| | | (第16条、23条) | 1 | - | |
| | | CPB(第17条) | 1 | 1 |] |
| | | 建護回路(第24条) | 1 | 1 |] |
| | 原子炉 | 制御室(第26条) | 1 | _ | |
| | 監礼 | 記 備(第31条) | 1 | - | |
| | 保安 | · (第33条) | 1 | _ |] |
| | 緊急時 | 持対策所(第34条) | 1 | - | |
| | 通信導 | 極設備(第35条) | 1 | _ | |

[※] ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

⁽注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

| | 審査項目 | | | | ステイタス* | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 |
|-------------|----------|---------|---------------|--|--------|------------|---------------------------|
| | | | | Lv 1 | 1 | | |
| | | | | Lv 1. 5 | 1 | | |
| | | PRA | | | 1 | | |
| | | | | | 1 | - | |
| | | | | | 1 | | |
| | | 車##2 | | | | | |
| | | 争似ン | ーケンスク | ゲループ及び重要事故シーケンス | 1 | | |
| | | | pr | 解析コード | ① | _ | |
| | | | | 界温度、限界圧力 | ① | _ | |
| | | | 23 | マ冷却系からの除熱機能喪失 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | ① | | |
| | | | | 全交流動力電源喪失 | 1 | | |
| | | | | 原子炉補機冷却機能喪失 | 1) | | |
| | _ | | 原一 | 子炉格納容器の除熱機能喪失 | ① | | |
| | 有効 | 炉心 | | 原子炉停止機能喪失 | ① | - | |
| | 有効性評価(| | | ECCS 注水機能喪失 | 0 | | |
| | 価 | | +h- 4.1 | ECCS 再循環機能喪失 | 1 | | |
| | 3 7 | | 恰納谷 | 器バイパス(インターフェイスシステ ム LOCA、 | 1 | | |
| | 条 | | | 蒸気発生器伝熱管破損) | | | |
| | | | | 過圧破損 | 1 | - |] |
| | | | | 過温破損 | 1 | - |] |
| | | | | DCH | 1 | | 1 |
| | | CV | | FCI | 1 | - | |
| | | | | MCCI | ① | | |
| 重 | | | | 水素燃焼 | ① | _ | † |
| 事 | | | | 想定事故1 | 1 | | † |
| 故 等 | | SFP | | 想定事故2 | ① | - | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| 対処 | | | | 崩壊熱除去機能喪失 | 1 | | ● |
| 重大事故等対処施設関係 | | 冶心 | | 全交流動力電源喪失 | 1 | | |
| | | 停止 時 | | 主文派動力電源表大 原子炉冷却材の流出 | 1 | - | |
| 1术 | | | | | 1 | | |
| | | 1.0 | 反応度誤投入 43条 共通 | | 1 | _ | |
| | | 1.1 | 43 朱 | 大通 ATWS | 1 | | |
| | | | 45 条 | | ① | | |
| | | 1.2 | 46条 | 高庄時/F/却 減圧 | 1 | _ | |
| | | | | | ① | _ | |
| | | 1.4 | 47条 | 低圧時冷却 | | | |
| | | 1.5 | 48条 | 最終ヒートシンク | ① | | |
| | | 1.6 | 49条 | CV 冷却 | ① | - | |
| | | 1.7 | 50条 | CV 過圧破損防止 | ① | - | |
| | 設備 | 1.8 | 51 条 | CV 下部注水 | ① | - | |
| | 技 | 1.9 | 52条 | CV 水素対策 | ① | - | |
| | 設備∙技術的能力 | 1.10 | 53 条 | RB 水素対策 | ① | - | |
| | 能力 | 1.11 | 54 条 | SFP | ① | - | |
| | 73 | 1.12 | 55 条 | 建屋外 RI 抑制 | ① | - | |
| | | 1.13 | 56条 | 水源 | 1 | - | |
| | | 1.14 | 57 条 | 電源 | 1 | - | |
| | | 1.15 | 58 条 | 計装 | 1 | - | |
| | | 1.16 | 59 条 | 原子炉制御室 | 1 | - | <u> </u> |
| | | 1.17 | 60 条 | 監視測定 | 1 | - | <u> </u> |
| | | 1.18 | 61 条 | 緊急時対策所 | 1 | - |] |
| | | 1.19 | 62 条 | 通信連絡 | 1 | - | |
| | | 2 | | 大規模損壊 | 1 | - | |
| | | | 地質 | 質(第38条) | 2 | 2020/10/30 | ●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。 |
| | | | 地震動 | (第38、39条) | 2 | 2019/12/13 | ●地震動(第3、4条)を参照。 |
| 共通 | | | 津流 | 皮(第40条) | 1 | - | ●津波(第5条)を参照。 |
| | | | ى را، | ※/第41冬) | | _ | ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 |
| | | | <i>X</i> 3 | 災(第41条) | 1 | - | 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 |

[※] ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

⁽注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

⁽注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中国電力(株) 島根原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年1月10日時点】

| | 審 | 查項目 | ステイタス* | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 |
|------------|-----------------|--------------------|--------|---------|---|
| | 地質 | 敷地の地質・地質構造 | 1 | - | |
| | (第3、4条) | 敷地周辺の地質・地質構造 | 1 | - | |
| | | 地下構造 | 1 | - | |
| | | 震源を特定して策定する地震動 | 1 | - | |
| | 地震動 | 震源を特定せず策定する地震 動 | 1 | - | |
| | (第3、4条) | 基準地震動 | 1 | - | |
| | | 地盤・斜面の安定性 | 1 | - | |
| | | 耐震設計方針 | 1 | - | |
| | | 地震による津波 | 1 | _ | |
| | 津波(第5条) | 地震以外による津波 | 1 | - | |
| | 净 拟(第3末) | 基準津波 | 1 | - | |
| | | 耐津波設計方針 | 1 | - | |
| =л. | | 竜巻(第6条) | 1 | - | |
| 設計基準対象施設関係 | 火山事象 | 火山事象 | 1 | - | ●令和 4 年 6 月 29 日に、申請書の補正がなされた。このうち、事業者は解析コード(LANCR/AETNA)の妥当性から説明を始めたいとしたことか |
| 基準 | (第6条) | 火山事象に対する設計方針 | 1 | - | ● 7 和 4 年 6 月 29 日に、中調音の補止がなされた。この75、事業有は解析コード(LANOR/AE INA)の安国性がら説明を始めたいとしたことが ら、同年 9 月 29 日及び 12 月 13 日の審査会合において、当該解析コードの概要並びに重要現象についてのモデル化及び妥当性確認について |
| 対象 | 外 | 部火災(第6条) | 1 | - | 説明を受けた。今後、解析コードの内容を確認した上で、当該解析コードの検証及び妥当性確認並びに適用性について確認していく(主に第13 |
| 施 | その他自然 | 現象と人為事象(第6条) | 1 | - | 条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)、第15条(炉心等)及び第25条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に関す |
| 翼 | 不泛 | まな侵入(第7条) | 1 | - | る審査項目)。 |
| 1糸 | 内 | 部火災(第8条) | 1 | - | |
| | 内 | 部溢水(第9条) | 1 | - | |
| | 誤操作 | 乍の防止(第10条) | 1 | - | |
| | 安全证 | 避難通路(第11条) | 1 | - | |
| | 安全 | 全施設(第12条) | 1 | - | |
| | 全交流 | 電源喪失(第14条) | 1 | - | |
| | SFP | (第16条、23条) | 1 | - | |
| | R | CPB(第17条) | 1 | - | |
| | 安全任 | 呆護回路(第24条) | 1 | - | |
| | 原子炮 | 戸制御室(第26条) | 1 | - | |
| | 監 | 見設備(第31条) | 1 | - | |
| | 保3 | 安電源(第33条) | 1 | - | |
| | 緊急 | 寺対策所(第34条) | 1 | - | |
| | 通信道 | 車絡設備(第35条) | 1 | - | |

[※] ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

⁽注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。

⁽注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

| | | | 塞省 | 登項目 | ステイタス* | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 | | | | | | |
|-------------|--------------|----------|------------------|------------------------|--------|---------|---|--|--|--|--|--|--|
| | | Ī | <u> </u> | Lv 1 | 1 | | - Special Williams Committee | | | | | | |
| | | | | Lv 1. 5 | 1 | • | | | | | | | |
| | | PRA | | 停止時 | 1 | | | | | | | | |
| | | FIVA | | 地震 | 1 | - | | | | | | | |
| | | | | | 1 | - | | | | | | | |
| | | 亩+4-2 | . <i>-</i> >.7/ | <u> </u> | 1 | - | | | | | | | |
| | | 争収ン | ーケンスク | | 1 | _ | | | | | | | |
| | | | RE | 解析コード 解析コード 保予温度、限界圧力 | 1 | | | | | | | | |
| | | | | 高圧·低圧注水機能喪失 | 1 | _ | | | | | | | |
| | | | | | 1 | - | | | | | | | |
| | | | | 高圧注水·減圧機能喪失 | | - | | | | | | | |
| | 有効 | 炉心 | | 全交流動力電源喪失 崩壊熱除去機能喪失 | ① | _ | | | | | | | |
| | 性 | %-₁C | | 原子炉停止機能喪失 | 1 | _ | | | | | | | |
| | 効性評価(| | | LOCA 時注水機能喪失 | 1 | | | | | | | | |
| | | | + | 各納容器バイパス(ISLOCA) | 1 | | | | | | | | |
| | 3 7 条) | | 1 | 過圧破損 | 1 | _ | | | | | | | |
| | | | | 四圧吸損 DCH | 1 | _ | | | | | | | |
| | | CV | | FCI | 1 | _ | | | | | | | |
| | | O V | | MCCI | 1 | _ | | | | | | | |
| | | | | | 1 | _ | | | | | | | |
| | | | | 水素燃焼 | | _ | | | | | | | |
| 重 | | SFP | | 想定事故1 | 1) | - | | | | | | | |
| 事 | | | | 想定事故2 | 1 | | | | | | | | |
| 等 | | | | 崩壊熱除去機能喪失 | 1 | | | | | | | | |
| 重大事故等対処施設関係 | | 停止 | | 全交流動力電源喪失 | 1 | - | ●令和4年6月29日に、申請書の補正がなされた。このうち、事業者は解析コード(LANCR/AETNA)の妥当性から説明を始めたいとしたことか | | | | | | |
| | | 時 | 原子炉冷却材の流出 反応度誤投入 | | 1) | | ら、同年9月29日及び12月13日の審査会合において、当該解析コードの概要並びに重要現象についてのモデル化及び妥当性確認について 説明を受けた。今後、解析コードの内容を確認した上で、当該解析コードの検証及び妥当性確認並びに適用性について確認していく(主に第13 | | | | | | |
| 関係 | | | 4- | | 1 | | 条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)、第15条(炉心等)及び第25条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に関す | | | | | | |
| | | 1.0 | 43 条 | 共通 | 1 | _ | る審査項目)。 | | | | | | |
| | | 1.1 | 44 条 | ATWS | 1 | | | | | | | | |
| | | 1.2 | 45 条 | 高圧時冷却 | 1 | | | | | | | | |
| | | 1.3 | 46条 | 減圧 | 1) | _ | | | | | | | |
| | | 1.4 | 47 条 | 低圧時冷却 | 1 | | | | | | | | |
| | | 1.5 | 48 条 | 最終ヒートシンク | 1 | | | | | | | | |
| | | 1.6 | 49 条 | CV 冷却 | 1) | - | | | | | | | |
| | | 1.7 | 50条 | CV 過圧破損防止 | 1 | - | | | | | | | |
| | 設備 | 1.8 | 51条 | CV 下部注水 | 1 | - | | | | | | | |
| | 技 | 1.9 | 52条 | CV 水素対策 | 1 | _ | | | | | | | |
| | 設備•技術的能 | 1.10 | 53条 | RB 水素対策 | 1 | - | | | | | | | |
| | 能力 | 1.11 | 54条 | SFP | 1 | - | | | | | | | |
| | | 1.12 | 55条 | 建屋外 RI 抑制 | 1 | - | | | | | | | |
| | | 1.13 | 56条 | 水源 | 1 | _ | | | | | | | |
| | | 1.14 | 57条 | 電源 | 1 | - | | | | | | | |
| | | 1.15 | 58条 | 計装 | 1 | - | | | | | | | |
| | | 1.16 | 59 条 | 原子炉制御室 | 1 | - | | | | | | | |
| | | 1.17 | 60条 | 監視測定 | 1 | - | | | | | | | |
| | | 1.18 | 61 条 | 緊急時対策所 | 1 | - | | | | | | | |
| | | 1.19 | 62 条 | 通信連絡 | 1 | - | | | | | | | |
| | | 2 | | 大規模損壊 | 1 | - | | | | | | | |
| | | | | 質(第38条) | 1 | - | | | | | | | |
| 共通 | | | 地震動 | (第38、39条) | 1 | - | | | | | | | |
| 迪 | | | 津流 | 皮(第40条) | 1 | - | | | | | | | |
| | | 火災(第41条) | | 1 | _ | | | | | | | | |

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。

⁽注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表 (特定重大事故等対処施設)

| • | 中国電力㈱島根原子力発 | 電所2号炉・ | • | ٠ | • | • | • | • • | ٠ | • | • | • | 2 | 7 |
|---|-------------|--------|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | |

- ・東北電力㈱女川原子力発電所2号炉・・・・・・・・28
- ※1 申請順に記載
- ※2 電源開発㈱大間原子力発電所及び北海道電力㈱泊発電所3号炉については、前回(令和4年10月5日第42回原子力規制委員会)報告時から変更等がないため、省略する。

審査進捗状況表

中国電力(株) 島根原子力発電所2号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況(令和5年1月10日時点)

| | 審査項目 | | ステイタス* | 直近の審査会合 | 現時点における主な論点 | | |
|-------------|--------------|-----------------|------------------------------|---------|-------------|--|--|
| | 地質 (第38、3 | | 敷地の地質・地質構造 | 1 | - | ●特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について、今後、事業者からの説明を受け、内容を確認していく。 | |
| | 地震動 | | 基準地震動 | 4 | 2022/12/9 | ●令和 4 年 12 月 9 日の審査会合において、同年 3 月に公表された地震調査研究推進本部地震調査委員会による「日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)」を踏まえても既許可申請における基準地震動の評価結果に変更がないと説明を受け、概ね妥当とした。 | |
| | (第38、3 | 9条) | 地盤・斜面の安定性 | 1 | - | 今後、事業者からの説明を受け、内容を確認していく。 | |
| | | | 耐震設計方針 | 1⇒3 | 2022/10/27 | ●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。 | |
| | 津波(第4 | 0条) | 基準津波 | 4 | 2022/12/9 | ●令和4年12月9日の審査会合において、同年3月に公表された地震調査研究推進本部地震調査委員会による「日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)」を踏まえても既許可申請における基準津波の評価結果に変更がないと説明を受け、概ね妥当とした。 | |
| | | | 耐津波設計方針 | 1)⇒3 | 2022/11/22 | ●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。 | |
| | | | 火災 (第41条) | 1 | - | ●申請内容を確認中であり、今後審査会合を実施する。 | |
| | | | 共通設計方針方針 43条第1項及び第2項) | 1)⇒(3) | 2022/10/27 | ●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。 | |
| | | 故意によ | る大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号) | 3 | 2022/8/30 | | |
| | | | 原子炉冷却材圧カバウンダリの減圧操作 機能 | 3 | 2022/5/24 | ●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。 | |
| | | | 炉内溶融炉心の冷却機能 | 3 | 2022/5/24 | See National Communities of Section 15 and Community Section 15 and 15 a | |
| | | 設備 (第2 号) | CV 内溶融炉心の冷却機能 | 3 | 2022/5/24 | | |
| 4.4 | | | CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能 | 3 | 2022/5/24 | | |
| 特定重大事故等対処施設 | | | CV の過圧破損防止機能 | 1)⇒2 | 2022/12/15 | ●令和4年12月15日の審査会合において、CVの過圧破損を防止するための設備の一部について、SA設備との位置的分散の説明を求めている。引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 | |
| 大事 | 特重施設 | | 水素爆発による CV 破損防止機能 | 1)⇒3 | 2022/12/15 | ●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。 | |
| 故等 | (第42条) | | 電源設備 | 3 | 2022/9/27 | | |
| 対 | | | 計装設備 | 3 | 2022/9/27 | _ | |
| 施設 | | | 通信連絡設備 | 3 | 2022/9/27 | ●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。 | |
| | | | 緊急時制御室 | 1)⇒3 | 2022/11/22 | | |
| | | | 使命期間(第3号) | 1)⇒3 | 2022/11/22 | | |
| | | | 効果の評価(主に第2号) | 1)⇒3 | 2022/12/15 | | |
| | | 1.0 | 共通 | 1)⇒3 | 2022/11/22 | | |
| | | | 準備操作 | 1)⇒3 | 2022/12/15 | | |
| | | | 減圧 | 1⇒3 | 2022/11/22 | ●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。 | |
| | | | 炉内溶融炉心冷却 | (1)⇒(3) | 2022/11/22 | | |
| | | | CV 内溶融炉心冷却 | 1)⇒3 | 2022/11/22 | | |
| | 技術的能力 | 0.0 | CV 冷却·減圧 | 1)⇒3 | 2022/11/22 | | |
| | | 2.2 | CV 過圧破損防止 | 1⇒2 | 2022/12/15 | ●令和 4 年 12 月 15 日の審査会合において、CV の過圧破損を防止するための設備及び技術的能力の一部について、特定重大事故等対処施設から他の設備への悪影響防止の説明を求めている。引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 | |
| | | | CV 水素対策 | 1)⇒3 | 2022/11/22 | | |
| | | | サポート機能(電源) | 1)⇒3 | 2022/11/22 | | |
| | | | サポート機能(計装) | 1)⇒3 | 2022/11/22 | ●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。 | |
| | | | サポート機能(通信連絡) | 1)⇒3 | 2022/11/22 | | |
| | | | 緊急時制御室 | 1)⇒3 | 2022/11/22 | | |

[※] ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

⁽注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東北電力(株)女川原子力発電所2号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況(令和5年1月10日時点)

| | 地質 (第38、39条) | | 敷地の地質・地質構造 | 2 | 2022/12/16 | ●令和4年9月 30 日の審査会合において、新規制基準適合性審査時には確認されていなかった断層について審議した。当該断層の活動性の評価については、十分なデータや根拠が示されておらず、妥当性が確認できなかったことから、活動性評価の直接的な根拠となる他断層との切断関係や、破砕部における鉱物脈等を確認するための追加調査について検討するよう求めるとともに、あわせて現在の検討状況を確認した。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 ●追加調査の状況確認を行うため、原子力規制庁職員による現地確認(新たな断層が確認されているボーリングコア確認等)を令和5年1月13日に実施予定である。 ●令和4年9月30日の審査会合において、ボーリング柱状図と対応するコア写真が異なることについて指摘した。それを契機として事業者がデータ等を確認した結果、令和4年10月21日の審査会合において、東通原子力発電所1号炉の審査資料も含め、ボーリングコア写真や、海上音波探査記録といった一次データの記載誤りが複数確認されたことが報告された。本件について、原因分析や再発防止対策の検討を求めており、令和4年12月16日の審査会合において説明を受けたが、原因分析等の検討が不十分であったことから、更なる検討を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 |
|-------------|------------------------|-------|------------------------------|-----|------------|---|
| | 地震動 | ħ | 地盤・斜面の安定性 | 1 | - | |
| | (第38、39 | - | 耐震設計方針 | ①⇒④ | 2022/10/27 | |
| | 津波(第40 | 0条) | 耐津波設計方針 | 3⇒4 | 2022/8/30 | |
| | | | 火災 (第41条) | ①⇒④ | 2022/10/27 | |
| | | | 共通設計方針方針 ∤3条第1項及び第2項) | 3⇒4 | 2022/8/30 | |
| | | 故意による | る大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号) | 2⇒4 | 2022/10/27 | |
| 特定 | | | 原子炉冷却材圧カバウンダリの減圧操作 機能 | 3⇒4 | 2022/5/24 | |
| 重 | | | 炉内溶融炉心の冷却機能 | 3⇒4 | 2022/5/24 | |
| 事 | | | CV 内溶融炉心の冷却機能 | 3⇒4 | 2022/5/24 | |
| 特定重大事故等対処施設 | 4+ 7- 1/ 0. | 設備 | CV の冷却・減圧・放射性物質低減機能 | 3⇒4 | 2022/5/24 | |
| 処 特施 (1 | 特重施設 (第42条) | (第2 | CV の過圧破損防止機能 | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| 設 | (3)-12/1/ | 号) | 水素爆発による CV 破損防止機能 | 3⇒4 | 2022/7/21 | |
| | | | 電源設備 | 3⇒4 | 2022/10/27 | |
| | | | 計装設備 | 3⇒4 | 2022/8/30 | |
| | | | 通信連絡設備 | 3⇒4 | 2022/8/30 | |
| d l | | | 緊急時制御室 | 3⇒4 | 2022/8/30 | |
| | | | 使命期間(第3号) | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| ı | | | 効果の評価(主に第2号) | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| | | 1.0 | 共通 | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| | | | 準備操作 | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| | | | 減圧 | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| | | | 炉内溶融炉心冷却 | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| | | | CV 内溶融炉心冷却 | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| +± | 支術的能力 | | CV 冷却·減圧 | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| 12. | ス パリロッドピノン | 2.2 | CV 過圧破損防止 | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| | | | CV 水素対策 | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| | | | サポート機能(電源) | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| | | | サポート機能(計装) | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| | | | サポート機能(通信連絡) | 3⇒4 | 2022/9/27 | |
| | | | 緊急時制御室 | 3⇒4 | 2022/9/27 | |

[※] ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)

⁽注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。 (注2)全後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

⁽注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。 (注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)

令和5年1月10日現在

| | | | | | | | 令和5年1月10日現在 | | | | | |
|-----------|--|-----------|--------------------------------------|------------------------------------|--|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|-----------------|--|--|-----------------------|
| | | | | PWR | | В | | | WR | | | |
| | | | | 泊1, 2 | 泊3 | 敦賀 | 島根3 | 浜岡3 | 浜岡4 | 東通 | 志賀 | 大間 |
| | | 地質 | ・敷地の地質・地質構造 | | おおむね審議済 | 審議中(敷地内破砕帯の活動性評 価) | | 審議中(敷地内破 | 1 砕帯の活動性評価) | おおむね審議済 | 審議中(敷地内破砕帯の活動性評 価) | 審議中(敷地内破砕帯の活動性評 価) |
| | | 地央 | ・敷地周辺の地質・地質構造 | | おおむね審議済 | (m) | | おおむ | ね審議済 | おおむね審議済 | 審議中 | おおむね審議済 |
| | | | ・地下構造 | | おおむね審議済 | | | | ね審議済 | おおむね審議済 | | おおむね審議済 |
| | ++ | 也震動 | ・震源を特定して策定する地震動 | | おおむね審議済 | 審議中(浦底断層による地震動評価) | | | は審議済 | おおむね審議済 | | 審議中(内陸地殼内地震) |
| | | J112-33 | ・震源を特定せず策定する地震動 | | おおむね審議済 | | | | | 審議中 | | 審議中 |
| | | | •基準地震動 | · ※地質、地震動評価、津波影響評 | 審議中 | | ※地質、地震動評価、津波影響評 | | | | | |
| 地震· 津波 | | | ・地震による津波 | 価、火山影響評価については、泊3 号の知見を反映して審査を行う | 審議中(積丹半島北西沖の断層等 による津波評価) | | 価、火山影響評価については、島 根2号の知見を反映して審査を行う | 審議中(プレート間) | 也震による津波評価) | おおむね審議済 | ※敷地内破砕帯の活動性評価から | おおむね審議済 |
| | | | ・地震以外による津波 | | おおむね審議済 | - | | 審 | 議中 | おおむね審議済 | 審議 | おおむね審議済 |
| | : | 津波 | ·基準津波 | | 審議中(日本海東縁部に想定される地震による津波と地すべりによる 津波の組合せ) | ※敷地内破砕帯の活動性評価、浦 底断層による地震動評価から審議 | | | | 審議中 | | |
| | | | 地盤・斜面の安定性 | | / 本収の組占せ) | - | | | | | | |
| | | | 心血 所因の文だは | | | - | | | | | - | |
| | | | 火山事象 | | 降下火砕物の層厚の再評価) | | | | | | | |
| | | | 耐震設計方針 | | 審議中(防潮堤等に関する耐震設 計方針) | | | | | | | |
| | | | 耐津波設計方針 | | 審議中(防潮堤等に関する耐津波 設計方針) | | | | | | | |
| | | | ・竜巻に対する設計方針 | | | | | 審議中 | | ※ブラント側の審査資料の準備に は時間を要する見込みであり、女川 2号炉の特定重大事故等対処施設 料を準備 | | |
| | | 外部 | ・火山に対する設計方針 | | | | | | | | | |
| | | 事象 | ・外部火災に対する設計方針 | | | | | 審議中 | | | | |
| | DB | | ・その他自然現象等に対する設計方針 | | | | | 審議中 | | | | |
| | | | 内部火災 | | | | | 審議中 | | | | |
| | | | 内部溢水 | | | | | 審議中 | | | 概要説明を聴取し、主要な論点を 提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資 料を準備するよう指示 | 概要説明を聴取し、主要な論点を |
| | | | 安全施設等 | | | | | 一部着手(乾式貯蔵に係る設計を 含む。) | | | | |
| | | | ・炉心損傷防止 | | | 柳本学のも味噌(十本を発生す | | 審議中 | | | | |
| プラ | | | •格納容器破損防止 | 概要説明を聴取し、主要な論点を | | 概要説明を聴取し、主要な論点を 提示 | 概要説明を聴取 | 審議中 | 概要説明を聴取し、主要な論点を | | | 機安説明を聴取し、主安は論点を提示 |
| ント | | 有効性 | ・使用済燃料貯蔵槽 | 提示 | おおむね審議済 | ※先行の審査状況を踏まえ審査資 | ※島根2号の知見を反映して審査 を行う | 審議中 | 提示 | | | ※先行の審査状況を踏まえ審査資 |
| | | 評価 | •停止時 | ※泊3を優先して審査を実施中 | ※耐津波設計方針の審査状況等を | | | 審議中 | | | | 料を準備するよう指示 |
| | | | ・シーケンス選定 | | 踏まえつつ、まとめ資料を順次確認 | | | 審議中 | | に係る申請への対応を優先して進 | | |
| | | | ・解析コード・停止失敗時未臨界確保 | 1 | していく。 | | | 審議中 | 1 | めたいとの意向が表明されている | | |
| | | | · 停止失敗時未臨券確保 · 炉心冷却(高圧冷却、減圧、低圧冷却) | 1 | | | | | 1 | | | |
| | SA | | ・最終ヒートシンク | 1 | | | | | 1 | | | |
| | | 設備∙ | ·格納容器(冷却、過圧破損防止、下部注水) | | | | | 一部着手(乾式貯蔵に係る設計を 含む。) | | | | |
| | | 設備· 手順 | ·水素対策(格納容器、原子炉建屋) | 1 | | | | 審議中 | 1 | | | |
| | | טיי נ | •使用済燃料貯蔵槽 | 1 | | | | Hel Day . I . | 1 | | | |
| | | | ·緊急時対策所 | 1 | | | | 審議中 | 1 | | | |
| | | | ・その他(監視測定、通信連絡等) | | | | | 審議中 | 1 | | | |
| | | | ・大規模損壊 | | | | | | † | | | |
| | 技術的能力 | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | 備考 | | | | | | | | | |
| | こうなおされ実議をであっても、実本の温程で追加の理顆が出てくることも右に得る | | | П | ı | ı | | I . | ı | ı | I . | <u> </u> |

注)おおむね審議済であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることも有り得る。

空欄:未審議のもの 一部着手:一部の論点について議論を開始したもの(括弧書きは着手した論点) 審議中:一通り審議を開始したもの(括弧書きは主要な論点)

設置変更許可申請以外の審査における主な課題とその審査状況

【本体施設】

〇設計及び工事の計画の認可

令和5年1月10日

| | 主な課題 | 審査状況 | 備考 |
|------------|------|--|----|
| | | 7号機については、令和2年10月14日に認可した。 | |
| | | 6号機については、平成29年12月27日の設置変更許可を踏まえた補正がなされてい | |
| | | ないが、令和3年7月に大物搬入建屋の杭に損傷が発見された事案に関し、審査会合 | |
| 柏崎刈羽 | | (令和4年7月28日、10月20日及び11月21日)で、東京電力が行った損傷要因に係 | |
| 6•7号 | _ | る分析及び調査の内容を確認し、その確認結果等を、令和4年12月7日の委員会で報 | |
| | | 告した。 | |
| | | 今後、補正がなされれば、今回損傷が認められた杭の再使用等の措置の耐震安全性 | |
| | | への影響に留意し、審査を行う。 | |
| | | 令和3年9月15日の新規制基準適合に係る設置変更許可を踏まえ、同年10月1日、1 | |
| 島根 | | 2月22日、令和4年3月28日、5月25日、7月28日、10月31日及び12月23日に7 | |
| 与版 2号 | _ | 回補正がなされており、審査を進めている。令和4年12月1日の会合では、防波壁の設 | |
| 스 <u>두</u> | | 計及びサプレッションチェンバの耐震評価等について議論を行った。引き続き、審査会 | |
| | | 合で防波壁の設計等の内容を確認していく。 | |

〇保安規定変更認可

| | 主な課題 | 審査の現状 | 備考 |
|------|------|--|----|
| 柏崎刈羽 | | 7号機については、令和2年10月30日に認可した。 | |
| 6•7号 | | 6号機については、まだ申請がなされていない。 | |
| | | 令和4年6月30日に、新規制基準適合に係る設置変更許可、設計及び工事の計画の | |
| 女川 | _ | 認可等を反映した補正がなされ、同年9月15日及び12月13日の審査会合で、補正の | |
| 2号 | _ | 概要及び火山影響等発生時の体制の整備等の説明を受け、議論は概ね収束した。今 | |
| | | 後、これまでの議論を踏まえた補正がなされれば、その内容を確認していく。 | |

【特定重大事故等対処施設】

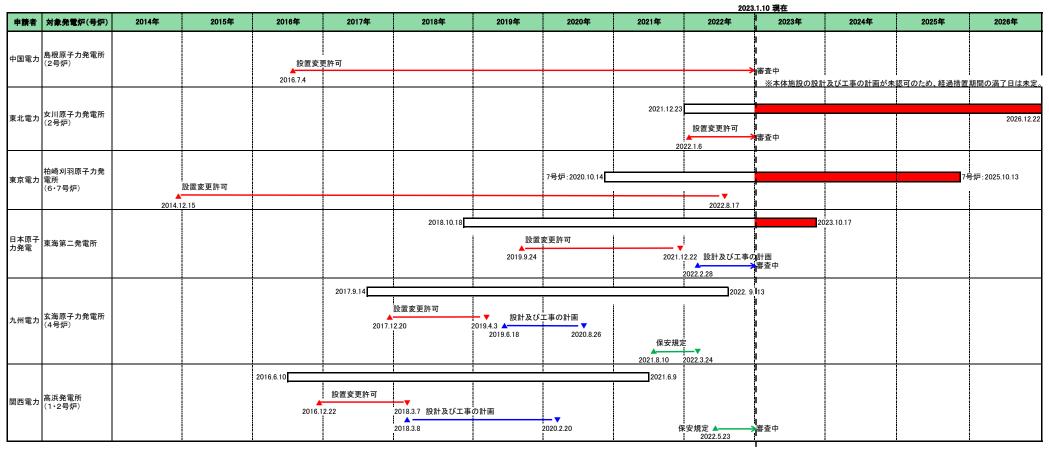
〇設計及び工事の計画の認可

| | 主な課題 | 審査の現状 | 備考 |
|------|------|---|-----------------|
| | | 第1回申請については、令和4年11月16日に認可した。 | |
| | | 令和4年4月28日に第2回申請があり、分割申請の範囲の見直し等に係る補正が同年 | |
| | | 7月29日に提出された。同年11月24日の審査会合をもって主要な論点に係る議論は | |
| 東海第二 | | 概ね収束したものの、事業者から施設の耐震評価に関する説明に不十分な点があるこ | 全4分割申請予定。 |
| 米/ | _ | とが示されたため、引き続き、審査会合で確認していく。 | 主4万刮甲胡 / |
| | | また、令和4年10月19日に第3回申請があり、同年11月24日の審査会合で、申請概 | |
| | | 要等の説明を受けた。引き続き、審査会合で航空機衝突影響評価等の内容を確認して | |
| | | いく。 | |

〇保安規定変更認可

| | 主な課題 | 審査の現状 | 備考 |
|------------|------|--|----|
| 高浜 | | 令和4年5月23日に申請があり、同年11月24日の審査会合で、主要な論点に係る議 | |
| 同兴 1•2号 | _ | 論は概ね収束した。同年12月2日に補正申請がなされた。現在、審査結果の取りまと | |
| 1•2亏 | | め中。 | |

特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間







- ▲ :申請(特定重大事故等対処施設に係るもの) ▼ :許可・認可(特定重大事故等対処施設に係るもの)

標準応答スペクトルの取り入れに係る審査状況

標準応答スペクトルの取り入れに関する設置許可基準規則解釈等の一部改正(令和3年4月21日施行)後、以下の原子力発電所について、設置変更許可申請書が提出された。審査の現状は下表のとおり。ただし、北海道電力株式会社泊発電所3号炉及び電源開発株式会社大間原子力発電所については、設置変更許可に係る審査中であるため別冊1にまとめて記載している。なお、原子力規制委員会において、東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉、関西電力株式会社美浜発電所3号炉、大飯発電所3・4号炉及び高浜発電所1・2・3・4号炉並びに中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉については、標準応答スペクトルの取り入れに伴う基準地震動の変更は不要と判断している。

| | 審査の状況 |
|------------------------|--|
| 東海第二 (2021/6/25 申請) | 令和4年6月10日の審査会合において、標準応答スペクトルの評価による基準地震動(Ss-32)を追加することについて概ね審査了としている。一方で、標準応答スペクトルの評価に用いた地下構造モデルを参照し、「全国共通に考慮すべき地震動」のうち、「2004年北海道留萌支庁南部地震の検討結果に保守性を考慮した地震動」を検証した結果、既許可申請における(同地震動による)基準地震動 Ss-31を一部周期帯で上回る結果が確認されたため、基準地震動 Ss-31の要否について検討を求めていたところ、令和4年12月2日の審査会合において、再検討した結果、既許可の「留萌用地盤モデル」を変更する必要はなく、基準地震動 Ss-31も変更する必要がない旨の説明がなされた。この評価結果は、「標準応答スペクトル用地盤モデル」を用いた評価が「留萌用地盤モデル」を用いた評価よりも一部周期帯で上回っていること、及び「留萌用地盤モデル」には最新のパラメータ(減衰定数)が反映されていないことに対して、基準地震動 Ss-31を変更しなくてよい根拠について十分示されていないことから、更なる説明を求めた。引き続き、審査会合において、事業者の検討状況及び結果を確認していく。また、追加された基準地震動(Ss-32)による地盤・斜面の安定性評価については、現在評価作業中である。 |
| 伊方 (2021/7/15 申請) | 令和4年10月28日の審査会合において、標準応答スペクトルの評価により追加された基準地震動(Ss-3-3) **を用いた特定重大事故等対処施設の地盤・斜面の 安定性評価の審査を終えたことから、これをもって必要な審査を概ね了としている。 審査進捗を踏まえた一部補正については、令和5年1月以降に行う見込みであるとの説明を受けている。 ※基準地震動の追加については、令和4年4月15日の審査会合において概ね審査了としている。 |

川内 (2021/4/26 申請)

玄海 (2021/8/23 申請)

事業者は、玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の両発電所に係る標準応答スペクトルの取り入れに伴う地震動評価について、同じ手法を用いて、地下構造モデルの設定から検討・評価していることから、合同で審査している。令和4年7月1日の審査会合において、事業者から、標準応答スペクトルに基づく地震動評価に用いる地下構造モデルの設定にあたり、地震観測記録の得られていない EL. -200m 程度までの地盤減衰について新たにボーリング調査等により減衰測定を実施する方針であり、これにより更に4ヶ月程度の期間を要する旨の説明を受けた。その後、令和4年12月16日の審査会合において、追加で実施したボーリング調査等を踏まえた地下構造モデルの妥当性について説明を受けたが、耐震設計上重要な短周期帯において、事業者が設定した地下構造モデルを用いた地震動評価では、観測記録を十分に再現できていない周期帯があり、これは、敷地浅部の地下構造モデルが適切に設定できていないことが原因である旨を指摘し、地盤減衰の設定値の再検討等を早急に行うことを求めた。引き続き、地下構造モデルの設定及び標準応答スペクトルに基づく地震動評価の妥当性について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に用いる物性値等については、地震動評価にかかわらず審査可能であることから、12月2日の審査会合において、その内容を確認し、既許可に用いた内容と変更がないことを確認した。

その他の審査案件

2023年1月10日時点

1-1.パックフィット(許可)

| No | プラント | 案件 | 申請日 | 概要 | 状況 |
|----|------|--------------------|--------------|---|---|
| 1 | 東海第二 | 有毒ガス防護 (特重 を含む) | 2022. 04. 27 | 2017.05.01 施行の実用発電用原子炉及びその 附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する | 原子力規制委員会(2022.12.14)で、経済産業大臣等への意見聴取を決定。回答 |
| | | 전급(J) | | | |
| | | | | う基準への適合に係る申請。 | 委員会で審議予定。 |

1-2. バックフィット(設工認)

| 1 <u>-2.</u> | ハックフィット | (設工能) | | | |
|--------------|---------|---------|--------------|----------------------------|--------------------------|
| No | プラント | 案件 | 申請日 | 概要 | 状況 |
| 1 | 川内1・2 | 火災感知器 | 2022. 02. 10 | 2019.02.13 施行の実用発電用原子炉及びその | 2022.12.15の審査会合で、申請内容を概 |
| | | | | 附属施設の火災防護に係る審査基準の改正(火 | ね聴取済みであり、審査結果の取りまと |
| | | | | 災感知器の設置方法に係る変更) に伴う基準へ | め中。 |
| | | | | の適合に係る申請。 | |
| 2 | 玄海3・4 | 火災感知器 | 2022. 02. 10 | 同上 | 同上 |
| 3 | 美浜3 | 火災感知器 | 2022. 04. 28 | 同上 | 先行プラントの大飯3・4号の審査実績 |
| | | | | | を反映した補正が 2022.12.22 に提出さ |
| | | | | | れ、審査結果の取りまとめ中。 |
| 4 | 高浜1~4 | 火災感知器 | 2022. 04. 28 | 同上 | 同上 |
| 5 | 伊方 3 | 火災感知器 | 2022. 06. 30 | 同上 | 2022.12.15 の審査会合での本体施設に |
| | | (特重を含む) | | | 係る指摘事項について、今後の審査会合 |
| | | | | | で確認する。また、今後は特重施設に係 |
| | | | | | る申請内容について審査会合で確認す |
| | | | | | る。 |
| 7 | 大飯3・4 | 火災感知器 | 2022. 12. 09 | 同上 | 申請内容の確認中。 |
| | | (特重) | | | |
| 8 | 美浜3 | 火災感知器 | 2022. 12. 09 | 同上 | 申請内容の確認中。 |
| | | (特重) | | | |
| 9 | 高浜1~4 | 火災感知器 | 2022. 12. 09 | 同上 | 申請内容の確認中。 |
| | | (特重) | | | |

2-1. 個別案件(許可)

| No | プラント | 案件 | 申請日 | 概要 | 状況 |
|----|-------|-----------------------|--------------|---|--|
| 1 | 伊方3 | 使用済樹脂貯蔵タ ンク増設工事 | 2022. 08. 01 | 使用済樹脂の貯蔵裕度を確保するため、3 号炉 の使用済樹脂貯蔵タンクを増設。 | 原子力規制委員会 (2022.12.28) で、経 済産業大臣等への意見聴取を決定。回答 を受領後、許可処分について原子力規制 委員会で審議予定。 |
| 2 | 玄海3・4 | 高燃焼度燃料導入 (55Gwd/t) | 2022. 12. 28 | 使用済燃料発生量低減の観点から、4 号炉の燃 料集合体最高燃焼度を 55GWd/t に変更。 | 申請内容の確認中。 |

2-2. 個別案件(設工認)

| No | プラント | 案件 | 申請日 | 概要 | 状況 |
|----|-------|--|--------------|---|---|
| 1 | 高浜 1 | バーナブルポイズ ン保管場所変更 | 2022. 07. 15 | 使用済燃料ピットに保管してある減容したバーナブルポイズンを、B 蒸気発生器保管庫に運搬し貯蔵するための変更。 | 2022. 11. 15 までの審査会合で、申請内容 を概ね聴取済みであり、審査結果の取り まとめ中。 |
| 2 | 伊方3 | A 型・B 型燃料集合 体に係る要目表の 追加等 | 2022. 08. 31 | 燃料体に係る要目表を追加するとともに、関連 する基本設計方針並びに適用基準及び適用規 格を変更。 | 技術的な論点はなく、審査結果の取りまとめ中。 |
| 3 | 東海第二 | 緊急時対策所の非 常用送風機及び非 常用フィルタ装置 の構造変更等 | 2022. 10. 14 | 緊急時対策所の非常用送風機、非常用フィルタ 装置の構造等を変更。 | 技術的な論点はなく、審査結果の取りま とめ中。 |
| 4 | 玄海3 | 化学体積制御設備 弁·配管改造工事 | 2022. 11. 09 | 2012.02 に認可した工事計画(化学体積制御設備の主要弁及び主配管の改造)について、新規制基準施行以降に追加・変更した要求事項を反映。 | 申請内容の確認中。 |
| 5 | 高浜1・2 | 使用済燃料ピット 用中性子吸収体の 廃止等 | 2022. 12. 23 | 使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等に 伴う設計の変更。 | 申請内容の確認中。 |
| 6 | 高浜3・4 | 高感度型主蒸気管 モニタ他取替工事 | 2022. 12. 23 | 放射線管理施設プロセスモニタリング設備の うち 1 次冷却材の 2 次系への漏えいを検出す る装置を取替え。 | 申請内容の確認中。 |
| 7 | 大飯3・4 | 高感度型主蒸気管 モニタ他取替工事 | 2022. 12. 23 | 同上 | 申請内容の確認中。 |

2-3. 個別案件(保安規定)

| No | プラント | 案件 | 申請日 | 概要 | 状況 |
|----|------|----------------------------|--------------|--|---|
| 1 | 伊方 | 1・2号炉の廃止措 置の進捗に伴う変 更 | 2022. 06. 09 | 1号炉の全ての使用済燃料の3号炉への輸送 完了に伴い、1号炉の使用済燃料ピットを貯蔵 可能な使用済燃料ピットから除外。また、1号 炉の海水ポンプの廃止に伴い、放射性物質の放 出管理目標値等を変更。 | 2022.08.30 までの審査会合で申請内容 を概ね確認済みであり、審査結果の取り まとめ中。 |
| 2 | 福島第二 | 受動形個人線量計 の導入 | 2022. 11. 11 | 2023.10.01 施行の放射性同位元素等の規制に 関する法律施行規則の改正に伴い、3ヶ月ごと の外部被ばく線量測定に用いる線量計を、電子 線量計から受動形個人線量計へ変更。 | 2022.12.20 の審査会合で保安規定と廃 止措置計画での考え方の不整合について 指摘。今後の審査会合で確認する。 |

| 3 | 柏崎刈羽 | 受動形個人線量計 の導入・組織体制の 変更 | 2022. 11. 11 | 同上。 また、安全施設の工事に係る組織体制を変更。 | 同上 |
|---|-------|-----------------------------|--------------|--|-----------|
| 4 | 高浜1・2 | 使用済燃料ピット 用中性子吸収体の 廃止等 | 2022. 12. 23 | 使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等に 伴う運用の変更。 | 申請内容の確認中。 |
| 5 | 美浜3 | 定期的な評価に係 る変更 | 2022. 12. 23 | 安全性向上評価の実施に伴い、発電用原子炉施設の定期的な評価に係る規定を変更。 | 申請内容の確認中。 |

3 - 1. 高経年化対策 (運転延長認可)

| No | プラント | 案件 | 申請日 | 概要 | 状況 |
|----|-------|----|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 1 | 川内1・2 | 1 | 2022. 10. 12 | 運転開始から 40 年の運転期間の延長に係る特 | 2022.11.15の審査会合で、概要を聴取。 |
| | | | | 別点検の実施、経年劣化評価の実施及び施設管 | 今後の審査会合で具体的な評価結果等を |
| | | | | 理方針の追加。 | 確認する。 |

3-2. 高経年化対策(保安規定変更認可)

| No | プラント | 案件 | 申請日 | 概要 | 状況 |
|----|---------|--------------------|--------------|---|--|
| 1 | 島根 2 | 30 年目 | 2018. 02. 07 | 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価 の実施及び長期施設管理方針の追加。 | 新規制基準適合に係る設工認の耐震評価 が見直されたため、事業者は、改めて技 術的な評価を実施中。今後、補正がなさ れれば、審査を再開する。 |
| 2 | 志賀 1 | 30年目(冷温停止維 持のみ) | 2022. 07. 25 | 冷温停止を前提とした原子炉施設の経年劣化 に関する技術的な評価の実施及び長期施設管 理方針の追加。 | 2022.10.06 の審査会合で、原子炉の上部 格子板の目視点検の手法及び目的を説明 するよう指摘。今後の審査会合で確認す る。 |
| 3 | 浜岡4 | 30年目(冷温停止維 持のみ) | 2022. 07. 29 | 同上 | 2022.10.06 の審査会合で、未確定の基準 地震動を用いて技術的な評価が行われて いる旨指摘。事業者は、評価を見直した 上で、2023.06 頃に改めて説明するとし ている。 |
| 4 | 柏崎刈羽3 | 30年目(冷温停止維 持のみ) | 2022. 08. 09 | 同上 | 2022.10.06の審査会合で、概要を聴取。 引き続き、審査で確認を行う。 |
| 5 | 川内 1 ・2 | 40 年目 | 2022. 10. 12 | 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価 の実施及び長期施設管理方針の追加。 | 2022.11.15の審査会合で、概要を聴取。 今後の審査会合で具体的な評価結果等を 確認する。 |

4. 廃止措置計画

| T . 170 | | | | | | | |
|---------|--------|----|--------------|---|--|--|--|
| No | プラント | 案件 | 申請日 | 概要 | 状況 | | |
| 1 | 伊方1・2 | _ | 2022. 02. 15 | 1号炉の海水ポンプの廃止に伴い、放射性物質 の放出管理目標値等を変更。 | 2022.08.30 までの審査会合で申請内容 を概ね確認済みであり、審査結果の取り まとめ中。 | | |
| 2 | 福島第二1~ | _ | 2022. 12. 02 | 2023.10.01 施行の放射性同位元素等の規制に 関する法律施行規則の改正に伴い、3ヶ月ごと の外部被ばく線量測定に用いる線量計を、電子 線量計から受動形個人線量計へ変更。 | 2022. 12. 20 の審査会合で、保安規定と廃 止措置計画での考え方の不整合について 指摘。今後の審査会合で確認する。 | | |
| 3 | 玄海1・2 | _ | 2022. 12. 28 | 使用済燃料の崩壊熱の減少に伴い、使用済燃料 ピット水浄化冷却設備の機能等を変更。 | 申請内容の確認中。 | | |

5-1. 型式証明

| J 1. | 主人证例 | | | | |
|------|--------------|-----------------|--------------|--|---------------------------------------|
| No | プラント | 案件 | 申請日 | 概要 | 状況 |
| 1 | GNS | 特定兼用キャスク | 2021. 03. 12 | PWR、CASTOR® geo26JP 型、貯蔵建屋内、縦置 | 2021.12.01 の書面審査以降、GNS 側の審 |
| | Gesellschaft | | | き | 査対応の体制整備が遅れたため、審査が |
| | für Nuklear- | | | | 中断した。 |
| | Service mbH | | | | 2022.04 に GNS 日本支社の体制が整い、 |
| | | | | | 2022.09.16に補正申請が提出された。 |
| | | | | | 2022. 11. 01 に審査会合を実施し、補正申 |
| | | | | | 請の内容及び今後の審査の進め方を確認 |
| | | 4-* | 2001 00 10 | DWD II' DOATH BETTER WITH | した。引き続き、書面審査を実施中。 |
| 2 | 日立造船 | 特定兼用キャスク | 2021. 09. 16 | PWR、Hitz-P24 型、貯蔵建屋内、縦置き | 2022. 11. 29 の審査会合で、バスケット用 |
| | | | | | のアルミニウム合金の長期健全性評価の |
| | | | | | 妥当性を示すよう指摘。今後の審査会合 で確認する。 |
| 3 | 日立造船 | 特定兼用キャスク | 2022. 07. 29 | BWR、Hitz-B69型、貯蔵建屋内、横置き | - C唯認 9 る。 2022.12.05 までの審査会合で説明を聴 |
| ٥ | 口丛追加 | 付足ボ用イヤヘン | 2022. 07. 29 | DMN、III LZ=D09 空、虹敞建座内、横直さ | 取。引き続き、これまでの指摘事項に関 |
| | | | | | する回答等を確認する。 |
| 4 | トランスニュ | 特定兼用キャスク | 2022. 12. 23 | | 申請内容の確認中。 |
| - T | ークリア | ויאכארוו ו ויאכ | 2022. 12. 20 | ,…、… 20 主、和威定庄門、顺直C | L. BH L 3. CL AN HE DIO. I. 0 |
| 5 | 三菱重工業 | 特定兼用キャスク | 2022. 12. 28 | PWR、MSF-28P型、貯蔵建屋内、横置き/縦置き | 申請内容の確認中。 |
| | | 13.00.000 | | ······ ···· ···· ··· ··· ··· ··· ··· · | 1 1101 2 101 25 101 110 |
| 6 | 三菱重工業 | 特定兼用キャスク | 2022. 12. 28 | BWR、MSF-76B型、貯蔵建屋内、横置き | 申請内容の確認中。 |
| | | | | | |

5 - 2. 型式指定

| N | 0 プラント | 案件 | 申請日 | 概要 | 状況 |
|---|--------|----------|--------------|---------------------------|-------------------------|
| 1 | 三菱重工業 | 特定兼用キャスク | 2022. 07. 13 | PWR、MSF-24P(S)型、貯蔵建屋内、横置き | 2022.12.05 までの審査会合で説明を聴 |
| | | | | | 取。引き続き、貯蔵用緩衝体装着状態の |
| | | | | | 安全性、輸送時の基準適合性等を確認す |
| | | | | | る。 |